

ウィーンの公共住宅建設〔Ⅱ〕

——地域論の視角から——

内田 忠男

VI

ウィーン市政は1920年から1933年までに63,924戸の住居を建設した。そして1933年末までにウィーン市政は66,270戸の住居と3,697戸の事業所(Geschäfte)を所有し管理していた。「1934年の家屋調査は首都の住居数を613,436戸としているのだから、この数字はおよそ11%の住居が戦後の建設政策の結実としてウィーン市の所有となったことを示す⁽¹⁾。」この1934年の家屋調査は全体として当時の住居状態がどれほどのものだったを示しているので簡単にそれを見ておこう。

まず部屋数ゼロという住居がある。こうなるのはウィーンの統計のとり方のため、玄関、台所それに浴室は部屋には数えない。日本風と言えばDKだけの住居がこれに該当する、ゼロ住居はさすがに少なく、3,803戸(0.85%)にすぎないが、6,686人が住んでいる。

第二は窓もないカビネット(Kabinett)とよばれる小部屋一室の住居で54,325戸(12.5%)、11万6615人が住む。

第三は、ようやく一室住居、つまり1DKの住居で、22万7731戸(51%)、61万6473人。

第四のカテゴリーは1.5室住居(1部屋プラスKabinett)は15万5527戸(35%)で、49万7247人が暮すホームとなっている。

以上ウィーンでは小住居(Kleinwohnung)と名づけられた、日本風にいえば2DK以下の住居が、統計44万1386戸、住居123万7021人のイエなのであった。(ウィーン全戸の72%になる。)

1919年の家屋調査はカビネット住居を別と

しているの、1934年と比較して約3万7千戸の増加と数えても、数学的には意味はない。精々10万強のマイ・ホームではあまり感嘆もしておれない。これだけでは、しかし、ウィーン市の市営住居建設活動の意味・意義を測る基準とはならない。青天井の人々に屋根を、天井を与えること、これは市政担当者にとって緊急対策としてまず重要とされたのではあったが、同じく重要だとされていたのは「ウィーンの住居文化(Wohnkultur)」の引き上げであった。

この点でも市政事業は顕著な実績を誇ることができた。

グリックによれば、1919年から1934年への変化はこうである、すなわち、まず台所を持つ住居の割合は84.75%から90.5%へ、玄関は6.2%から17%、住居内にWCがあるのは、7.9%から20.5%へと上昇している。戦前と違って低廉に供給されるようになったガス及び水道の設備施設設備は2.67%から71%へと正しく飛躍的な普及をみだし、ガスあるいは水道の、どちらかがない住居は76.8%存在したが、9.5%へとこれまた劇的な減少、めざましい改善があったのである。水洗トイレも4.68%から19%と4倍増である。「これらの数字が雄弁に示している。この数字は快適さ、健康そして幸福が増したこと野蛮な住居状態に対してすすめられたキャンペーンの成功——を生き生きと告げている⁽²⁾」とグリックは総括している。

しかし住居面積の狭さは国際的な批判を浴びた。1927年ウィーンで開催された国際住居・都市建設会議で、市営住宅はあまりにも狭すぎると攻撃されたのである。これに対しては当時「より豊かな産業国家から訪れた人々にはしばしば

あまりに狭すぎると感じられた」と反論(?)される程度で受けとめられていた。今日の研究者によってさえ精々のところ、「低い住居水準(かつての)から測れば(それでも)進んだものだったし、諸関係に照応していた。国際的にみても1920年代ではかなりのところだった⁽³⁾」と考えられている。

とは言え狭さはやはり狭さである。第一期(1923-1927)に建てられた約2万5千戸の住居の75%は、1Kわずか38㎡の面積しかなく、残り25%が、1.5DK、48㎡ないし1K、45㎡であった。そこで会議の批判をもらってか、第二期(1928-1932)では3万戸建設計画のなかにもう少し広さを加えたもの、それに住居者の条件も考慮した住居も加えられることとなった。まず21㎡の单身者住居のほか寝室と居間をそなえた、バルコニーつきの40㎡の住居、2寝室、居間、バルコニーつきの49㎡の住居、それに2寝室、カビネットつきの57㎡の住宅タイプ(これらにはそれぞれ地下に倉庫が付帯していた。)が設けられる。ついでながら今日でも狭さは残っていて、1970年代のウィーンでは、有効面積(柱・壁をのぞく)60㎡以下の賃貸住居は58.2%にのぼる⁽⁴⁾。

さて前述したように建築費、地代を含めないで借家人保護法に沿う低家賃で、市営住居を大量に労働者、勤労者に提供するウィーン市の住居政策を可能とした条件は、財政上の自主権、つまりさまざまな租税項目を自主的に設けうる権限と自由に支出しうる権利であった。第一期、第二期の建設計画を実行しえたのは、まず第一に目的税として住居建築税(Wohnbausteuer)を設定出来たからである。ダンネベルクによれば、この税はウィーン市内で賃貸される住居で家主が「店子」から毎月徴収する⁽⁵⁾。課税基準は1914年8月1日の金貨クローネとされたが、1924年11月からは住居、事業所あたりの額それに率が定められ、贅沢な住居、大規模な事業所・商店には別枠の課税体系が考えられることとなった。住居建築税の特徴は高度・極度に累進的、否階級的なところにあった。以下の表1がそれを明白に物語る。

表1

| 平和時の金 クローネ地代 | 住居タイプ | 年 税 額 | |
|--------------------------------------|----------------------|------------|-------------|
| | | シリングで | 戦前地代との割合では |
| 360 | 労働者住居 | 10,80 | 2.083 |
| 600 | 小官吏用住居 | 18,80 | 2.083 |
| 1,200 | 中級官吏用住居 | 42, 72, | 2.43 2.7 |
| 1,800 2,400 3,000 | 上級官吏用住居 及び中産階級用住居 | 108, | 3.125 |
| | | 150, | 3.47 |
| | | | |
| 5,000 10,000 50,000 100,000 | 贅沢豪華な住居 | 420, | 5.83 |
| | | 1.620, | 11.25 |
| | | 22.770, | 31.63 |
| | | 52.770, | 36.64 |

出所 Danneberg, R., *Das neue Wien*, Wien 1930 S. 23.

表2は徴収された税収の割合を示す。

労働者住居は82.111%を占めるが、税全体では22.7%を占めるにすぎず、数的には0.5%しかない贅沢住居・事業所は約45%を負担するのである。そしてこの目的税は、専らウィーンの、前にみた市営住宅及び郊外団地建設、つまり勤労者向けに支出される。1930年にはこの税総額は3600万シリングとなるが、「これは戦前の家賃税の5分の一であり、金に換算して全ウィーン市の戦前家賃の7パーセントにすぎない⁽⁶⁾」とダンネベルクは説明している。確かに戦前の家賃税の重圧は1/5にまで軽減されたし、全体として負担は軽くなった。180°の転換をみたのは担い手が誰かであった。労働者は約20~25%も彼の収入から奪っていった家賃税から解放され、新たな住宅建築税も5%前後の負担でしかない。今その重荷は、戦前相対的に負担をまぬがれていた有産者にかかることになった。

この税は「自治体の住居建設債の利子支払い、主には住居建設、郊外団地(Siedlungswesen)、促進のために用いられる⁽⁷⁾」、大約年平均3,600万S.であった。『経済統計年鑑(Wirtschafts-Staistisches Jahrbuch)』からグリックがまとめたのが表3である。

しかしこの税で市営住居建設費用がすべてま

表 2

| 戦前地代額 | 家賃対象(1928) | | | 月平均計税額 シリング | 総計 |
|-----------------------|-------------------|-----------------|----------|----------------------------|----------|
| | 数 | 割合 | 総計 | | |
| 1-1200 住居 事業所 | 469,309 58,422 | 73.021 9.090 | } 82.111 | 580.141,88 75.158,68 | } 22.660 |
| 1201-3000 住居 事業所 | 45,931 20,105 | 7.147 3.128 | | } 10.275 | |
| 3001-5000 住居 事業所 | 5,341 5,330 | 0.831 0.829 | } 1,660 | 111.681,25 115.673,75 | } 7,628 |
| 5001-10,000 住居 事業所 | 1,941 3,891 | 0.302 0.606 | | } 0.908 | |
| 10,001以上 住居 事業所 | 484 2,986 | 0.075 0.465 | } 0.540 | 197.354,78 1.131.044,50 | } 44,574 |
| 課税なし 住居 事業所 | 27,170 1,793 | 4.227 0.279 | | 4.227 0.279 | |

出所 Danneberg, Ebenda. S. 24

表 3 住居建築税収(1,000 S単位)

| | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1923 | 3,370 | 1929 | 36,403 |
| 1924 | 14,638 | 1930 | 36,258 |
| 1925 | 37,913 | 1931 | 36,385 |
| 1926 | 38,474 | 1932 | 43,530 |
| 1927 | 36,283 | 1933 | 50,844 |
| 1928 | 36,194 | | |

出所 Gulick, op. cit. p. 456.

かなわれないのではない。それどころか、一部でしかない。1926年の場合住居建設税は3847万Sであったが、住居建設に支出された額は1億1676万S。わずか32.9%がカバーされたにとどまる。

表4はウィーン市の投資的支出項目中に占め

ウィーン市の住居建設支出と住居建築税(1,000 S単位)

| 年 | 総投資支出 ^A | 住居建設支出 ^B | B/A | 住居建築税収 住居建設支出 |
|------|--------------------|---------------------|------|------------------|
| 1926 | 144,340 | 116,764 | 80.9 | 32.9 |
| 1927 | 124,386 | 92,328 | 74.4 | 39.2 |
| 1928 | 115,877 | 88,957 | 76.8 | 40.7 |
| 1929 | 120,970 | 88,225 | 72.9 | 41.3 |
| 1930 | 123,583 | 93,143 | 75.4 | 38.9 |
| 1937 | 100,177 | 80,707 | 80.6 | 45.1 |
| 1932 | 47,256 | 43,319 | 91.7 | 100.5 |
| 1933 | 35,248 | 24,082 | 68.3 | 211.1 |

出所 Gulick, op. cit. p. 456.

る住居建設費、それと税との割合を示す。

ウィーン市では、総支出のうちどれほどを住居建設にさいっていたのかをみたのが表5である。

表 5 支出(決算)における
住居建設費の割合(1,000 S単位)

| | | | |
|---------|---------|---------|-------|
| 1924 | 66,527 | 331,348 | 20.1% |
| 1925 | 99,514 | 403,934 | 24.6% |
| 1926 | 124,799 | 449,650 | 27.8% |
| 1927 | 110,396 | 474,113 | 23.3% |
| 1928 | 110,921 | 502,374 | 22.1% |
| 1929 | 98,725 | 521,438 | 18.9% |
| 1930 | 105,042 | 527,000 | 19.9% |
| 1931(予) | 106,971 | 550,257 | 19.4% |

出所 Wirtschafts-Statistisches Jahrbuch, 1924, 25, 26, 27, 28, 29/30, 31/32.

ウィーン市は最盛期27.8%、恐慌の年、1930、1931年にもそれぞれ20%弱を注ぎこんでいる。今日の日本のどんな自治体にも起こりそうもない、果断の政治、予算配分であったと言えよう。

- (1) C. Gulick, *Austria from Habsburg to Hitler*. Vol. I, Berkeley 1948. p. 457.
- (2) Gulick; op. cit., p. 459.
- (3) Weismann, Helmut; *Das rote Wien. Sozialdemokratische Architektur und Kommunalpolitik 1919-1934*. Wien 1985. S. 43.



写真2

福祉税は賃銀支払い額に課せられる。使用者が納税者である。ここにブライトナー体系の特色がある。「彼(ブライトナー)は、大量に貨幣があるところから、金持ち、資産家から、奢侈と享楽から貨幣を集め、貧民、すなわち広汎な無産者、勤労大衆を保護した⁽⁴⁾。」H.ハウトマン/R.クロップはより簡明に説明する、「簡単にして明確な原則はこうだ、金持ちが支払うべきだ⁽⁵⁾」

この原則が最もはっきり現われているのは奢侈と浪費の消費あるいは享楽に加えられる租税である。表1で奢侈税(Lustbarkeitsabgabe)、食料・享楽物税(Abgabe von Nahrungs-und Genußmitteln)、自動車税(Kraftwagenabgabe)、家内使用人税(Hauspersonalabgabe)、犬税(Hundeabgabe)であり、その外リーマーは馬税(Pferdeabgabe)、ビール消費税(Abgabe vom Verbrauch von Bier)を挙げている。その内容を見てみよう。(これらの税は戦後の激動期から安定、好況期へと移るにつれて税率がひき下げられてゆく。以下で述べているのは26年安定から好況へ移る頃のそれである。)

まず奢侈税。各種興行のチケットに課せられる。演劇(たとえばブルク劇場のような)、オペラには4%、オペレッタ、レビューには6%、競馬、ボクシングには33⅓%、舞踏会、サーカスやヴァラエティ・ショーには23%、スポーツ行事(たとえばプロ・サッカー)には26%、映画、バレエには28⅓%と、それぞれ税率が異なる⁽⁶⁾。このそれぞれ相異なる税率をじっとみると、ウィーン市政担当者、つまり社会民主党指導部分が何を奢侈と感じてしりぞけ、あるいは積極的に促そうとしていたかが解り、興味をそえられるであろう。この税率は1921年から1925年まではさらに高く設けられていて、オペラ、コンサート、演劇には10%、競馬、ボクシング等には50%、それに映画の入場券にも40%の高率が課されていた⁽⁷⁾。

オペラ、コンサートより大衆の娯楽の華であった筈の映画に何故これほど差別的税率かと驚かされる。グリックの説明ではこうなる、「そのわけは、すくなくとも一部では、市の慈父たち(the city fathers)が、オペラやコンサートに労働者が通うよう励ますことを望み、映画館通いを思い留まらせようとしていたことにある。この態度の背後には良い音楽が“万人”のものとなるべきだとする、疑問の余地のない願望があったが、又明らかにお定まりのハリウッド物には政治的に反対だということにもあった⁽⁸⁾。」一体全体いつもハッピーエンドで終る、気の抜けた茶番劇が、優秀な労働組合、社会主義者へと教育する上で何という役に立つというのかというところだっただろうと、アメリカはパークレーで研究書を出版したグレックは評論している。

こうした文化的向上への志向、教養への傾斜、それと射幸、娯楽を低くみる「ピューリタンの姿勢」は、また勤労を尊び、徒食を卑しむ姿勢となり、その税にも彼らの「清教徒的倫理精神」が現われて来る。

高級なレストラン、バー、コーヒー店では15%の税が課せられる(高級かそうでないかは商品、サービス価格、設備、快適度[Komfort]、それに店のグレイド等で市によって決められ

る), 個人の自家用車には年 240~360 S.(貨物車, オートバイは無税), 家に女中, 小間使い, 執事等を使うことのできる資産家には, 一人の場合は無税, 二人目には年に 50 S., 三人目では極度に累進的となって年に 300 S., 四人目では年 500 S.が家内使用人税 (Hauspervsonalabgabe) として税がかけられてくる (リーマーによれば 1931 年 7 月 7 日現在で 21 人の女中と 38 人の男子使用人をかかえた二人のロスチャイルド兄弟は, 29 万 6412 S.を支払ったという⁹⁾). 表 1 は 26 年のものであるが, この恐慌の年では貨幣価値は若干上ったかもしれないが, そこでのこの項目の税額と比べてみると, 何と 10.5%となる。写真 3 はブライトナーの租税体系のアピール, 宣伝のためのポスターである。有産者, 極め付けのブルジョアに対する敵意さえ見えてくると言えるのではないだろうか。こ

の時代の対立の激しさ厳しさを感じることが出来るポスターである。) その他, 馬車, 乗馬用の馬には年 50 S., 犬には街路の清掃負担ということで年間 12 S.が課せられ, 1930 年には双方の税は 100 万 S.にのぼる。

以上は奢侈をコトとする有産, 有閑階級を的とした租税であったが, 営業, 流通関係の税もまた多様であった。宿泊税 (Fremdenzimmerabgabe) は, ホテルには 10%, サナトリウムには 8%, 連れ込み宿 (Stundenhotel) には 25%の付加税が課せられ, 高級ホテルでは評価額の 10%までの付加税が, ラヴホテル同様に加えられて, ここでも富者からの原則が貫徹された。リーマーによれば, この税は取るだけではなく, 経済活動を直接に活性化することをも考慮した「深慮に富む租税政策の模範例¹⁰⁾」であった。何故なら一定額以上を, 新築・修改善に投資す

Woher nimmts der Breitner? - Wofür gibt er's aus?

Die Bars und Nachtlokale bezahlen



das tägliche Mittagessen für 3.000 Schulkinder



Beim Rennen müssen die Wettenden die Sänglingswäsche für die Neugeborenen bezahlen!



WIE BREITNER BESTEUERT

Die Arbeitseinkünfte zahlt 90 Groschen Wohnbausteuer im Monat

89 der teuersten Wohnungen und Geschäftslokale zahlen soviel an Wohnbausteuer a 350.000 Kleinwohnungen zusammen

ROTHSCHILD zahlt



114.412 Schilling Haus- und Grundbesitzsteuer und dazu noch

114.412 Schilling Haus- und Grundbesitzsteuer im Jahr

写真 3

る場合、50～60%の税が還元されることとなっていて、ホテル業の振興それにホテルの近代化が促されるように考えられていたほか、ウィーン市はこの税の一部を宿泊観光客誘致宣伝にまわしていたからである。

さらに政党のポスターを除くすべての広告用ポスターは課税対象となり(プラカード税 Plakatabgabe)、新聞、雑誌、書籍に掲載された宣伝広告、それに折り込み広告も含めて(広告税 Anzeigeabgabe)課税され、両者で26年は450万S.であった。さらに市の消防活動のための税(Feuerwehrbeitrag)、市が独自に取り組むこととなった水力発電所開発建設にあてるための目的税、水力(発電)税(Wasser-Kraftabgabe)は、1922年に始まり、ガス、電力の消費額に課せられた。

その他、土地及び家屋・住居に関する租税としては土地税(Grundsteuer)、土地価値税(Bodenwertabgabe)、それに前述した住居建築税(Wohnbausteuer)がある。まず土地税は都市内の農用地、非建築物用地に適用されるが、これまた社会民主党の勧める目的に向かうように、郊外団地(Siedlung)や日曜農園(Schrebergarten oder Kleingarten)の園芸用地に転用された土地は低い税率が考えられる。

土地価値税は、戦後社会民主党がウィーン市政を掌握した直後に導入した税であったが、借家人保護法によって主家賃(地代+資本利子部分)がいわば消滅した期間には放棄されたままであった。しかし改正によって家賃部分が発生してくると再び税として採用されることとなった。

価値増徴税(Wertzuwachsabgabe)は地所の売買譲渡費にかけられる。非営業的譲渡の場合、それに国家、自治体、特定機関等への譲渡の場合には無税とするとされていて、ここでも自治体が優先的に土地を入手・購入しうる工夫がこらされていたと言える。

以上ほぼ18項目なる(最も市の独自税項目があったときは24項目だったと言われる。)ウィーン市独自の租税の過半をみてきたが、総計1億6723万5千S.のなかでのそれぞれの割

表2 (1926)

| 項 目 | | 項 目 | |
|-------|-------|--------|------|
| 住宅建設税 | 23.1% | 広告税 | 2.4% |
| 福祉税 | 41.2% | 家内雇用人税 | 1.7% |
| 奢侈税 | 9.9% | 自動車税 | 2.8% |
| 飲食税 | 8.5% | 犬税 | 0.6% |
| 宿泊税 | 3.1% | 水力税 | 1.9% |
| 付加価値税 | 4.8% | 総計 | 100% |

出所 『経済統計年鑑1926』

合を表2で示しておく。

グリックはこれら市税のうち、少なくとも60%、あるいはそれ以上が資産家、裕福な人々から納められた、つまり奢侈・財産・事業から集められたと考えている⁽¹¹⁾。(但しグリックがこの推定を下しているのは1925年の予算をもとにしてであるが、勿論社会的変化のあまりなかった翌年にも該当する筈である。)

ウィーン市には、これら市の各種の税からの収入の外に、連邦税(国税)の付加税それに連邦税からの交付金収入があった。1926年の場合、連邦から両方合わせて1億1821万3千S.市税の1億6724万2千S.の約70%であり、市の収入全体は2億8554万5千S.したがって市が独自に設定した税項目はその41.4%、連邦から58.6%を得ていたこととなる。

では連邦税はどんな特色を持っていたのだろうか。ウィーン市の独自租税体系とのかかわりでそれをかいつまんで見てみることにしよう。『経済統計年鑑 1926年』版から財政一般をまず見てみよう。

1926年は総歳出11億7786万4千S.うち国营独占事業(Monopole)、連邦経営体(Bundesbetriebe)それに連邦鉄道(Bundesbahn)への支出1億6215万9千S.を差し引くと、10億157万5千S.、これが国政に利用できる額である。このうち14.3%が国債支払い(1億8736万S.)、18.4%(1億8736万S.)が年金支払いにあてられる。両者合わせて32.7%、約1/3が財・サービスの購入にあてられることなく消えてゆくが、これは一つには旧帝国から引渡されたマイナスの遺産であり、他は国際連盟からの借款の条件として強制された国家公務員の大整理の

所産であり、ともにオーストリア経済の復興、産業の振興を困難なものとしていた。

連邦政府機関費(内閣、外務省、内務省、司法省)が合わせて1億1386万S.11.1%であるから、この重さが理解されよう。

これら歳出をまかなう主要部分はもちろん租税であって、連邦歳入9億3998万S.のうち7億1739万2千S.約76.3%を占める。

この租税項目、額、構成は表3で示される。

直接税が33.4%、関税から21.7%、消費税では9.2%、流通税(Gebühren)から35.4%である。項目最後の流通税のうち消費者一般にかかる商品売上税(Warenumsatzsteuer)は2億2730万6千S.でこの流通税内で約60%、税体系のなかでは23.3%の高い割合を示している。

表3から資本家、自営業者に直接かけられる部分を除いて計算してみると、まず所得税のうち賃銀生活者から5339万4千S.消費税8954万8千S.それに商品売上税から2億2730万6千S.合計3億7024万8千S.全体の38%、これに関税を加えれば5億8161万3千S.約60%となり、一般国民が担わねばならない部分が連邦(国)税の場合著しく高いと言い得よう。『経済統計年鑑 1926年』の解説では、「注目すべきなのは、所得税の進み方では、自営業者(Selbstzahler)の税は毎年減少してゆく一方、賃銀から取られてゆく税は絶えず額が大きくなってゆく事実である。非常な多額となったのは、関税からの収入、印紙、商品売上税それに独占事業及び消費税からの収入である⁽¹²⁾」と、消費者、勤勞

表3 連邦(国)税 (1,000 S単位)

| 税 項 目 | 1924 | % | 1926 | % |
|-------------------|---------|------|---------|------|
| 直 接 税 | 283,284 | 33.0 | 325,483 | 33.4 |
| 内 訳 | | | | |
| 一 般 営 業 税 | 23,785 | | 53,609 | |
| 法 人 所 得 税 | 97,311 | | 85,111 | |
| 利 子 年 金 税 | 7,765 | | 16,285 | |
| 収 入 税 | 143,719 | | 143,323 | |
| 内 訳 | | | | |
| 自 営 者 | 105,592 | | 89,929 | |
| 連 邦 公 務 者 | 4,366 | | 12,608 | |
| そ の 他 の 勤 勞 者 | 29,365 | | 40,786 | |
| 財 産 税 | 525 | | 14,684 | |
| 利 益 配 当 税 | 3,665 | | 3,806 | |
| 関 税 | 138,788 | 16.5 | 211,365 | 21.7 |
| 輸 出 入 税 | 9,078 | 1.1 | 2,369 | 0.2 |
| 消 費 税 | 81,064 | 9.4 | 89,548 | 9.2 |
| 内 訳 | | | | |
| 火 酒 税 | 24,211 | | 29,599 | |
| ビ ー ル 税 | 25,562 | | 33,339 | |
| ワ イ ン 税 | 21,802 | | 14,173 | |
| 砂 糖 税 | 6,517 | | 9,285 | |
| 公 共 料 金 | 344,606 | 40.2 | 344,997 | 35.4 |
| 内 訳 | | | | |
| 印 紙 税 | 94,477 | | 105,511 | |
| 有 価 証 券 売 上 税 | 11,657 | | 2,333 | |
| 為 替 売 上 税 | 10,847 | | 207 | |
| 銀 行 券 売 上 税 | 15,647 | | 236 | |
| 商 品 売 上 税 | 202,658 | | 227,306 | |
| 証 券 取 引 所 利 用 税 | 902 | 0.1 | 15 | |
| 取 引 税 | | | 1,164 | |
| 計 | 857,722 | 100 | 974,941 | 100 |
| 連 邦 諸 州 へ の 交 付 金 | 162,990 | 19.0 | 257,549 | 26.4 |
| 純 連 邦 歳 入 | 694,732 | 81.0 | 717,392 | 73.6 |

出所 『経済統計年鑑 1926』S. 387

者にかかわる税からの収入増が著しいと指摘している。国税の担い手は、ブルジョア、自営業者、農民ではなく、プロレタリアートであり、しかも彼らに加えられる重しは増す一方だったのである。更に『年鑑』は、税収が増加しても、州への交付金は増加割合ほどにはならず「獅子の分け前は連邦(政府)に残ることとなっている⁽¹⁹⁾」と、ウィーン市からの不満をもらしている。『年鑑』によれば連邦租税統計は、個別税収入でどの階級がどれだけカバーしているのかを調べていない。所得額の相異なる階属のどの部分が税負担を重く受けもたされているのか、どの階級がしぼられているのか、これを隠蔽しているというのである。

さて以上見てきたところからウィーン市の租税体系の原理あるいは精神と連邦のそれとは、正反対であり、対立していたと言っていざらう。ウィーン市政の側、社会民主党側に立つ「労働者省」の『経済統計年鑑』の解説はそれを裏づけるものと言える。連邦政府は1922年10月崩壊した通貨クローネにかえてシリングを発行し、財政、経済を再建するため国際連盟から借款を得(Genfer Protokoll)、その条件を充たすべく厳しいデフレ政策、財政緊縮政策を打ち出していたが、1926年6月ようやく国際連盟から派遣された弁務官の監督もとけた。1926年は、したがって経済の立て直しもひとまず成功し、失業者数は23万(1926年12月)を数えるが、ウィーンでの失業者数の減少が力となって27年にはわずかではあるが全国でも減少する年でもあった。26年から大恐慌が波及する1930年初頭までオーストリアは短かい好況期を迎える。

しかしこの期間にブルジョアとプロレタリアート、キリスト教社会党を中核とするブルジョア諸政党と社会民主党の力関係は大きく変わり、前者に優位に主導権が移ってゆくのをみる。それだけでなくブルジョア側の私兵として、オーストロフアンズムの尖兵、「護国団」が一大勢力として登場し、歴史の進行係として不吉な役割を演じはじめ、その過激さ、民主主義制度それに社会民主党への暴力的攻撃の仮借な

さに於いて特出するに至るのである。「黒いオーストリア」のなかの「赤いウィーン」、この対立する二つの世界の共存は、好況とは裏腹に、ますます困難となってゆく。

- (1) Danneberg, *Das neue Wien*. S. 15f.
- (2) Julius Patzelt, *Sozialdemokratie in Österreich*. Wien 1934. S. 12.
- (3) Erich Hans Wolf, *Katastrophenwirtschaft. Geburt und Ende Österreichs 1918-1938*. Zürich (1939). S. 53.
- (4) Riemer, H., *Ewiges Wien*. S. 22.
- (5) Hautmann, Hans/, Kropf, Rudolf, *Die österreichische Arbeiterbewegung vom Vormärz bis 1945. Sozialökonomische Ursprünge ihrer Ideologie und Politik*. Wien 1974. S. 147.
- (6) Riemer, l
- (7) Gulick, op. cit., p. 366.
- (8) Gulick, op
- (9) Riemer, ebenda. S. 24.
- (10) Riemer, ebenda. S. 25.
- (11) Gulick, p. 369.
- (12) *Wirtschafts-Statistisches Jahrbuch 1926*. Wien 1927. S. 390.
- (13) Ebenda. S. 391.

VIII

ウィーンと連邦との財政政策との対立について、1918年から1927年までのウィーン市政を論じたアメリカの研究者、G.ルイスは以下のように述べている。

「連邦政府はウィーン市政の税制に拒否権を行使する力をもはや持っていなかった。出来ることはただ個々の税を国税体制に組みこむことによって、たとえば市の自動車税にふりかかったような運命を辿らせることによって、ウィーン市が課税できないようにすることであった。(ウィーン市政の)支出には連邦政府はほとんどあるいは全くコントロールをすることが出来なかった。その結果は国内に二重の租税体系が存在することだった。すなわちキリスト教社会党の連邦政府は間接税と低額の政府歳出に依拠する一方、1/3の人口(つまりウィーン 内田)は高額の直接税と大規模な公共部門支出を自治

体レベルで引きうけねばならなかった。したがってウィーン市の計画はすべて一国規模でのまた地方自治体規模での選挙で燃えさかる政治案件となった。ウィーンは、政府の経済政策それに政府を支持する農民層の利益と対立する経済政策を推進しえたし、又実際推進した⁽¹⁾。」

ルイスがいつている連邦政府の、ウィーンのそれとは対立する経済政策とは、ではどういった性格のものだったか、以下若干みてみることにしたい。つまりオーストリアのブルジョア政党及びオーストリア政府官僚機構が依拠する経済政策及びそれを支える経済思想とはどんなものだったという問題である。

戦間期のオーストリア経済社会を支配していた経済思想はいわゆるウィーン学派のそれであったが、経済政策、財政思想では古典的自由主義理論であった。20年後半から、ウィーン市の市営住宅建設に反対の論陣をはり、資本の自由な運動に住居分野を委ねることこそが住居難の解決となるのだというゴスペルをふれまわっていたのがF. A. V.ハイエク(Friedrich August von Hayek 1899~)だったと言え、オーストリアを支配していた自由主義経済思想の「過激さ」が理解されることだろう。戦前の帝国期においてもまたこの戦間期においても自明の真理と受けとられていた経済思想は、資本の自由な運動、利己心の発動に信頼をおき、「見えざる手」による調和を確信する「時代遅れ」のものだった。財政思想もチープ・カヴァメント論そのもの、そして租税は生産に干渉しない間接税が良いというブルジョアの利益第一のそれだった。

『ヨーゼフ主義から等族国家へ、オーストリアの経済政策』で、A.ブルザティはいう、(キリスト教社会党と社会民主党の)連合政府が崩壊した1922年以降ブルジョア陣営を主導してゆくこととなったキリスト教社会党は、経済政策、社会政策では明確な綱領的指針は持っていなかった、せいぜい彼ら流の世界観にもとづいた基礎にしたがって(Auf ihrer Weltanschauung basierende Grundlagen)日々の政治を行っていただけで、キリスト教社会党はしかも「党の

綱領的名称であるキリスト教的社会的——の意味さえ該当するところはわずかである⁽²⁾」、なぜなら党は、農民、中小企業経営者、産業資本家、事務職労働者それに肉体労働者までさまざまな集団をかかえこんでいて、彼等を協働させ一致させることが党の課題であったし、それに各州の連合をすゝめて各州のそれぞれ違う利益に応じてゆくことが求められていた、しかしこのようなことは到底無理で明確な綱領的立場を宣明することは、まずその基礎、基盤それに能力もなかったと。

キリスト教社会党を指導したI.ザイベル、それに警察官僚出身の有能な政治家だったJ.ショーバー(Johannes Schober 1874-1932)(彼はドイツ国民党に所属していたが、この党は官僚、企業管理者それに知識人を結集していた)でさえも「本来の意味で決して経済政策の専門家ではなかった⁽³⁾。」彼らが経済問題に取り組みざるをえなくなった場合に依拠する理論といえば旧帝国時代に支配的だった理論であり、そこからひきだされる政策だった、それは「通貨を健全なものとする、が経済全体を健全にすることには躊躇する⁽⁴⁾」(die Initiative zur Sanierung der Währung, aber auch das Zögern, zu einer Sanierung der gesamten Volkswirtschaft zu gelangen)態度・政策だった。

さて1922年ザイベルがはじめたのは国際連盟に働きかけて借款を得ることだった。戦前の価値の1万4000分の1にまで下落してしまったオーストリア通貨クローネをすて、新通貨シリングでオーストリア経済の再興を期すためである。通貨を健全にすることが第一なのだ。ザイベルを動かしていた考えとは、ブルザティによれば以下の如くである。

「私経済が本来的(あるべき)概念であり(Privatwirtschaft eigener Begriff sei)、工業、金融業、観光業、水力発電所⁽⁴⁾それに農業をも包みつむべきである。国家経済に委ねられるべきものはただ、通貨を安定に保ち、市民を窮乏からまもることである。」

通貨をまず安定させ、私経済の回復、資本の活潑な動きにまつという政策は、国際借款の獲

得→ひきかえに返済を確実なものとするための経済運営の強制→財政緊縮→国家公務員の大量解雇・各種補助金の打切り→国内需要の低下・低賃銀→輸出依存→低賃銀政策という動きを産む。勿論失業者の広汎な存在を変えることはできない。

さて以上みてきたように支配者層の経済思想そして経済政策とは何よりも通貨の安定を第一とし、経済活動のそれぞれの分野を私的資本の自由な展開に委ねること、したがって国家が経済の分野から手を引くこと⁽⁶⁾、この古典的自由主義、自由放任主義にあった。これはブルジョア層の合意するところだった。

ザイベルが新通貨シリングを実現し、次の課題はとしたとき、戦中・戦後国家が経済活動、社会生活に行ったさまざまな規制、介入、統制に向ったのは当然であった。キリスト教社会党の強力な支持層、家主、地主階層をまた考えてみれば、「借家人保護法」がまず取りあげられたのは容易に了解できることである。

彼は1923年の夏、「借家人保護法」に関連する演説をヴィナー・ノイシュタットで行うが、これは戦間期の歴史に残るものであった。保護法はもっと前に、戦争直後に廃止されるべきだった。人々は以前の家賃を払うほどに収入はないだろうが、確かなことは「大変な住居不足は、戦前に在ったものに近い諸条件に住居及び家賃に関する法律によって戻らないかぎり終らないだろうということだ。(中略)私が確信とするところは、新議会の最初の仕事の一つは、唐突に住居・家賃規制をくつがえすということではないが、借家人と家主が協調して、この領域(住居の……内田)でもわれわれが正常な状態に戻れる基準をつくりだすことだ⁽⁶⁾。」これが彼の足をすくう。

彼が当然、自明とする「正常な状態」の回復、即ち借家人保護法の見直し、すなわち撤廃すべきだとする発言が、前稿で見たように社会民主党に巧みに利用され、経済健全化に貢献したのだから当然とこれまた思う選挙での大勝利の願望と夢を挫くものとなった。

正常な状態と彼がまた考えるもの、それはカ

トリックが当然とするものであったが、ウィーン市政の諸政策、即ち「赤いウィーン」と呼ばれる政策とは、正反対のものであった。ウィーン市のすゝめる財政政策、教育政策、福祉政策なかんずく住居政策は彼及び彼らの、ブルジョアの理念への挑戦であり、否定さるべきものであった。これに加えてさらに火をもえたさせる油は、世界観、信仰の対立であるが、これには入らないこととしたい。

さてウィーン市政の財政、租税政策には「狂気の租税(Steuerwahnsinn!)」、「租税サディズム(Steuersadismus)」といった非難と罵倒のきまり文句がなげかけられて、ダンネベルクに言わせれば「がんがん響いて耳を聳せんばかり。毎日毎日(新聞では)市政担当者の悪行が報道される。みんな読んでいる外国人は、可愛想なウィーン人達、本物の天の鞭で苦しめられている、と思ひこむに違いない。いつまでも同じように書き続けている」と書かねばならない程であった。

彼は市政への攻撃に反論するために、小冊子『租税サディズム⁽⁷⁾』を書いて弁護に立ち上らねばならない。一体どんな攻撃が、どんな視角から加えられたのか、連邦政府、キリスト教社会党の側からどのような論点からウィーン市政の諸側面を批判・非難していたのか、これを1934年2月の蜂起で社会民主党が禁止、解散させられた直後に、政府のプレスサービスから出版された冊子『オーストリア社会民主党⁽⁸⁾』でみよう。

(1) Jill Lewis, 'Red Vienna: Socialism in one country, 1918-1927.' in *European Studies Review*, vol. 13. (1983) p. 341.

(2) A. Brusatti; *Österreichische Wirtschaftspolitik vom Josephinismus zum Ständestaat*. Wien 1965. S. 93.

(3) Ebenda. S. 95.

(4) ここで唐突に水力発電所が出てくる理由は、エネルギー資源の外国依存を軽減するため水力発電所を開発しようとする動きがあったからである。ザイベルはそれが民間資金で企業として開発されることを望んでいた。ウィーンが市営事業として水力発電所を開発しようとして水力発電税という目的税を設け

ていたことは既にみた。ここでも連邦とウィーンは逆の方向に走る。

- (5) 大蔵大臣 Dr. Kienböck は通貨安定を至上の原則として経済運営を行ない、新通貨シリングをアルペンダラー (Alpendollar) と呼ばれるほどに「健全」な通貨とした。「この原則に対しては、完全雇用、失業救済、国債による投資の振興、銀行券発行をコントロールして(発行を)拡大するなどの考えは退却せられねばならなかった。」
Helmut Andics; *Der Staat, den Keiner wollte. Österreich von der Gründung der Republik bis zur Moskauer Deklaration.* Wien 1968. S. 102.
- (6) I. Seipel, 'Die Bedeutung der Kommenden Wahlen, *Reichspost,*' 25. 7. 1923.
- (7) Robert Danneberg; *Steuersadismus?. Streiflichter auf die rote Rathauswirtschaft.* Wien 1925. S. 2.
- (8) Pro. Julius Patzelt; *Sozialdemokratie in Österreich.* Wien 1934.

IX

パツェルトがまず攻撃するのは、ウィーンが国家内国家となっていた、いなそれ以上に国家と並ぶ国家にまでなっていたということである。この批判で彼が何を考えているかは、次いでウィーンが権限問題で連邦政府に譲歩せず、ウィーンの州・自治体としての権限に固執していた⁽¹⁾としているところから明らである。攻撃の的は、ウィーンを「赤いウィーン」にした憲法上保証された州・自治体の「自治権」、勿論その財政的自主権であった。

彼はウィーン市行政を口汚なく非難する。彼によれば、ウィーン市政が一貫して追求したのは「マルクス主義的財産没収計画 (die Marxistische Enteignungsprogramm)」であって、中産階級の絶滅が目的とされていた、社会民主党の新聞は階級斗争の継続と尖鋭化を絶えず要求していたのだ。(ここではオーストリア民主党は100%革命政党にしたてあげられ、オーストロマルクス主義は改良主義を革命的言語で隠蔽する社会民主主義の一亜種にすぎないという左からの批判はうちすてられる。)

ではパツェルトは、彼ら社会民主党がその財産没収計画をどのように具体化していったと

みているのであろうか。彼によれば、2点があげられる。まず第一には、通貨クローネを破壊することで、第二には「党派的住宅政策」によってである。

クローネの貨幣価値下落は戦争直後の社会民主党の浪費的で誤った経済運用(もちろんここで思い浮かべられているのは、革命的情勢の下で実現されていった社会・労働立法、すなわち失業保険法、48時間労働時間法、有給休暇法それに社会福祉諸立法及びその制度であろう。)のためなのであり、党指導部は「貨幣価値下落とインフレーションをひきおこした張本人」であって⁽²⁾、彼らは財産没収過程をより急速にすすめようとした、煽ったのだと、パツェルトは糾弾する。しかし、革命のなかにあっても社会民主党は単独で権力を行使する途をえらばず、あえてキリスト教民主党それにブルジョア諸党をも加えた連立政権で運営しようとしたこと、したがって22年の連立政府崩壊まで共同責任ではないかという論点は彼が考慮するところではない。

第二の住居政策も、財産没収 (Enteignung) の政策だと彼は主張する。どうか。

「社会民主党自治体行政は借家人の利益を代弁するのではなくて、ウィーンの住居家屋所有を社会民主党の手中におさめ、ウィーンの全人口をマルクス主義党指導者に隷従させる目的で行われていた⁽³⁾。」

彼が住宅政策で批判する論点を以下拾いあげてみよう。まずウィーンの市営住居建設当初から言われつづけた問題、何故債権発行で、つまり租税からではなく、行わねばならなかったかという問題である。

他の州、また他の国々では住宅建設は借り入れ資金ですすめられていて、住宅建設目的の信用創造(銀行業等の業務増)、それに民間建設業の活況となるのだが、社会民主党はもっぱら党略から民間資本の活動を妨害し、自治体の独占事業とした。しかも彼らがそうした目的は、「革命」のためであった。彼によれば、自治体が一手に建設を掌握してすすめた目的は、一戸建て住宅 (Siedlung) ではなくて巨大建築物をつく

るためであった。何故か。

「マルクス主義の政治的兵営だけでなく、市と郊外を結ぶ最重要な結節点を支配し、プロレタリアートの執権樹立が不可避となった場合には『共和国防衛同盟』の戦略的重要拠点として役立てることがきめられて⁽³⁾」いたからである。

次いでこれまた繰り返し挙げられた非難であったが、住居建設費が高く設定されていたという問題である。彼によれば、自治体の住宅建設費用は意図的に高く設定されていた、と言うのはその費用として既存の住居をもつ市民から住居建設税として税を、したがって財産の一部を、収奪するためだったのだ。

更に彼によれば、ウィーン市の住居政策は市民税の増収を担うものであった。借家人保護法の定める額より高い家賃を市営住宅住民から取り上げていたが(しかしこれは当初からではなく、財源不足が深刻となってからであった……内田)、これはウィーンの全住宅が市自治体のもとなったとき、彼らがどうするかを示すものだと言ふ、それはすなわち自治体による住民への高額な家賃税なのだ⁽⁴⁾。

パツェルトはついで市財政を放漫財政だと攻撃する。彼はそれを戦前の市財政との比較から導き出す。1911年と1929年の比較で2.5倍に財政規模は膨れあがっているし、市民税は(シリングに換算して)1911年が65.5 S.であったのに対し、市の租税体系の開花期であった1924年から1929年まで一人当たり年平均153.1 S.という、重税となっているからである。

彼の批判はこの重税をさまざまな形で市民から取りだす税項目に向けられる。彼はまずこれらの税すべてが生産を制限するものだとするが、これは古典的経済思想に立てば、当然な、しかし空虚な批判点である。

個々の税の最初にとりあげるべきは、福祉税である。福祉税は従業員・被雇用者の数を減らす。又使用人税は雇用の力を減らし、宿泊税、奢侈食品税は、関係業界だけでなく、一般的価格騰貴の原因ともなっている。こうした税が党略・党目的にしたがって自由に裁量されていること⁽⁵⁾に彼は批判をあげるのであるが、何で

も税率が階級的に決められていることが憤懣をかりたてる。この点でも彼にとって「租税決定権」即「財政自主権」は否定されねばならないこととなる。

連邦政府とウィーン市との比較では、前者にパツェルトは軍配を上げる、何故なら連邦歳入は1922年から29年まで89.9%しかのべていないのに対し、ウィーン市自治体は市税及び連邦からの交付金で130.2%もふやして重税を住民に強いているからであり、市自治体は連邦政府よりより一層搾取者であったからである。

しかし歳出項目、一体全体何に支出したのが問題ではないか。

そこで彼の批判は市行政、事業経営に向けられる。

彼は市行政はブルジョア市政より業績において劣っていると神託を下す。街路の清掃事業は新聞で絶えず不満的となっている。市電においても1913年と29年を対比すると営業キロ数は24.2%、従業員数94%、取入83.3%、ところが支出は122.5%も上っていると彼は指摘する。

しかしより重要なのは市の一般行政、事業である。パツェルトはダンネペルク、ブライトナーの進めた教育、福祉事業、市営住宅建設等の、いわゆる「赤きウィーン」と言うとき想起される事業がウィーン市民に提供したもの、「生活の質」あるいはアメニティに一切言及しない。彼がもっぱら関心をもち、「赤」の「悪業」として示すものは、自治体が安上りの自治体経営ではなかったということである。更にまた、市自治体は非熟練労働者の賃金を2倍にも引きあげたとか、各種福祉、社会保証関係の支出が1923年から1930年までに5倍にもなり、雇用者の負担を重くし、それが更に一層の失業者の創出となったという、階級的論難であった。ベルンシュタインが言った「少ししか働かないで多くを得よう」という「愚者の社会主義」、これを市は樹立しようとしたのだという。市事業で関心が払われるのは、常套的な、市営事業での汚職、猥言、使いこみ等のスキヤンダルであってそれら

には延々とページが費やされる。その目的はプロレタリアートが市営事業に必要な資質も能力も欠いていたと言うためであった。ここで、彼はパウアー、市長ザイツ、財政担当者ブライトナーに個人的に中傷を加えるが、書きしるす価値もないので、割愛する。

さてでは以上みてきたように古典的自由主義の信奉者であったパッツェルトが、自由主義では重要な、財政上の決定機関、議会を排除し等族国家へと進んだ途をどう弁護するのか、政党の排除・禁止・解散をどう正当化するのかを最後にみとみることにしよう。

ドルクスが議会を排除し独裁への途を歩みはじめたのは、1933年3月4日連邦鉄道に関する議案の採択で不手際があり、その取捨の混乱から下院正副議長がそれぞれ辞任してしまい、空席となった機会を利用してであった。ドルクスは議会再開をはかる社会民主党それにブルジョア政党の議会開会、議場への入室を警官隊を投入して阻止し、戦時非常立法を盾として独裁政治をすすめたのである。

パッツェルトの弁明、ドルクス擁護は以下のようになる。すなわち、

「(正副議長の辞任後)国民議会はもはや会合しえなかった。議会は自らを排除したのだ。しかし政府は困難な財政的経済的状况を顧慮して職務に留まり、独自責任で必要な諸処置を講じることが自らの義務としたのだ。それは、連邦政府財政を正常に戻し、通商貿易関係を改善し、そのことによって、また独自の活動範囲における雇用創出によって、生産の再活性化と失業率がこれ以上、上昇しないようにするためである⁽⁶⁾」と。もっぱら責任感からだというのである。そして議会抜ききの行政府の専断が以下の如く正当化される。

「独裁的企図は連邦政府には全くない、たしかに政府は最近の議会危機の経過から、まったく政党政治の原則上設けられている国民議会が国民代表という当然の使命に適合しない、ただ連邦政府だけが国民代表として不可欠であると確信してきたので、連邦政府はただちに憲法改正の準備作業に取りかかったのである。この憲

法改正によって国民の自然的な職業身分的構成が政治機構の基礎となり、それによって従来国民をばらばらとする働きしかもってこなかった政党政治の要素(Element)は、国民の立法への参加から排除されるべきだとなったのである⁽⁷⁾。」

こうして議会を排除して国会で1/3以上を占める社会民主党の抵抗をおそれることなく、憲法改悪をすることがブルジョア諸政党にとって可能となった。ブルジョア諸政党だけでなく、彼らによって、特に1927年以降ザイベルによって保護育成されたファシスト組織=軍事的機構である護国団(Heimwehr)は、この時点(1933年)で政治の要の地位に達して、ファイ少佐が公安担当國務大臣だったが、護国団も又憲法改悪、社会民主党抜ききの政治を求めているのである。いな彼らこそ武力でもファシショ政治を樹立しようと数度に渡って一揆をくわだてていたのであった。それにこれらの要求は隣国イタリア(ムッソリーニは護国団の重要なスポンサーだった)によって、強力に要求されていて、ドルクスの弱腰はイタリアのいらだちをさそっていたのはよく知られていた。彼らは共に、ファシショ的カトリック的身分制秩序、職業身分すなわち等族国家(Ständestaat)の樹立を要求し、共通のスローガンとしていた。

パッツェルトは、この憲法改正によってウィーン市政が、そして党指導部の高額な給与が無くなるという事態、これを恐れて仕掛けたのが1934年2月12日の蜂起なのだと、もっぱら党幹部の物質的利害に蜂起の原因があるかの如くに述べてゆく。こうした低劣で勿論史実に一致しない論調にふさわしいのは、敗北に終わった蜂起(Aufstand)を革命のはじまりだったと描くことである。彼は、こうおどすことで、連邦政府がすべての武器をくりだし、「赤いウィーン」の象徴である市営住宅に立てこもる共和国防衛同盟員を砲撃した軍事行為を正当化しようというのである。

以上パッツェルトが、2月蜂起後、社会民主党系、それに勿論共産系も、の運動、組織が解散、財産没収させられてぼう然自失していた労

働者及び社会民主党系の支持者層に対して党幹部、指導部不信を煽りたて、離反をすゝめようとするのをみてきたのであるが、彼にも社会民主党を、理論的に論駁しようとするところがない訳ではない。彼が社会民主党を経済理論及びその実践の面で批判するのをみてることとしよう。

「社会民主党の上昇と下降はオーストリアでは比較的短い期間に凝縮していた。国土が狭隘で原材料に乏しく、経済的資産も僅かであること、それがオーストリアよりより大きな経済領域を持つ国々よりもより急速に、マルクス主義がイデオロギー以上のものであるかどうか、幻想以上のものであるのかどうか、妄想以上のものであるかどうか、またマルクス主義が新しい普遍的繁栄を保証する基礎を人間の共同生活にもたらすかどうかを見定めねばならないように迫っていた⁽⁷⁾。」

マルクス主義理論は賃銀引上げでもってその実現可能性すなわちマルクス主義の正しさを証明しようとしたが、逆にそれが誤謬であることを示したとして、もっぱら焦点を社会民主党の経済運営にあてて論証しようとするのである。彼は労働生産性の上昇だけが労働者の精神的物質的引き上げを可能とする基礎であるという「賃銀理論」に立ち、オーストリアのマルクス主義は生産性の引き上げとなるような労働のあり方を創造的につくりださなかったとし、マイナスを下記の如く(少々品わるく)言う。

「社会民社党の諸経営(ウィーン市の傘下諸事業体を指すのであろうが——内田)は、安くするのではなく高いものにし、品物を改善するのでなく劣悪なものとし、民間企業よりも経費のかかる運営をし、赤字が出たら市財政からの支出でおぎなおうとするのだ。だから「マルクス主義政治は始めから手元にある国民財産の喰いつくし、経済諸資産の喰いつくしに向けられていて、オーストリアのような小国では当然に比較的短い期間中で結果が出ざるをえなかったのだ。」その結果は① 中間階層の財産のとりあげ、② それに伴う国内購買力の減少、③ 生産費高騰による国際競争力の減退、輸出低下、

④ 国民福祉の縮小、それに⑤ 幾十万もの失業者であった⁽⁸⁾、と彼は指弾する。これ等だけでもかなりの「大罪」であるが、パツェルトは尚容赦なく罪状を「告発、糾弾」してやまない。彼は続けて「マルクス主義政治によって直接又間接に、オーストリア財政の立て直し(Sanierung)は非常に困難なものとなさせられ、経済再建は十年以上もの間妨害されてきた」とする。これがマルクス主義理論を実現しようとする試みの「いまわしい破壊的作用であった」と、ウィーン市政の反国民性を指弾するのであった。彼ら社会民主党の指導者は国民のかわりに党をおき、党の下にただ自分たちだけを置いたと中傷するが、パツェルトは政策の誤りとして「肉体労働者の運命を国民の他の諸営業者から切り離すことが出来る」と信じたことだとしている。これは、ウィーン市政がまず誰に向けた政策を促進していたかをブルジョアの側からはっきりと確認してくれる発言として意味があると言えよう。勿論彼にとってこれはとんでもない妄想に基づく誤謬なのである。彼の真理は国民の協調に在る。

「階級斗争、それは国民が自分自身を切りきざむことであるが、それは決して労働者階級を『解放しは』しないし、労働者の物質的状態を長期に渡って改善しはしない。オーストリアで体験したもの、マルクス主義によっていわゆる労働者の利益のために進められた中間階級の貧困化と窮乏はただちに労働者の窮乏となり、この体験は国民のすべての階層に次のような確信となって浸透している、すなわちマルクス主義が表向き追求するものとしたもの、それは階級相互の斗いによってではなく、ただすべての積極的諸勢力が生産と分配の諸形態とさまざまな方法を完全なものとする目的に向けて協調して働くことによってのみ達せられようということである⁽⁹⁾。」

諸階級の利害が口喧しく語られる政党政治の国民議会制度ではなく、諸階層の協調、協働に立つ等族国家こそ福祉の途だというのがパツェルトの説く「真理」であった。そして、ウィーン市政、国家内国家は排除された。

- (1) Patzelt, *Sozialdemokratie in Österreich*. S. 7.
- (2) Ebenda, S. 8.
- (3) Ebenda, S. 9.
- (4) Ebenda, S. 10.
- (5) Ebenda, S. 12.
- (6) Ebenda, S. 27.
- (7) Ebenda, S. 33.
- (8) Ebenda, S. 33f.
- (9) Ebenda, S. 34.

X

私企業の自由な競争が展開される市場経済、これこそが最善の経済制度であり、国家はただその円滑な運動を保証する潤滑油として通貨の適切な管理にあたればよいとするのが、ザイベル、キーンベックそれにこのパツェルトらの経済思想であった。自由な競争といっても、利害の対立がではなく利害の共通性が現れなければならない市場経済というのだから、事は容易ではないが、彼らの政策が依拠する原則はただこれに尽きるのであった。

彼らの社会民主党批判、ウィーン市政攻撃の直接的な対象となるのは、したがって私企業の自由な展開をゆるさない政策、とりわけ借家人保護法維持擁護の政策、それと直接に関連する市の公営住宅建設の事業であった。もちろんこの福祉行政、その他「赤いウィーン」を有名にした数々の業績(自由、自主を基調とする児童、成人教育制度、かつての「ウィーン病」の根絶のための、妊婦、乳幼子、児童から年金生活者にまで及ぶ組織的な衛生、保健の諸体系、プールから野外大体育場〔ウィーンで労働者オリンピックアードを開催するため大恐慌の最中にもかかわらずすすめられた6万人を取容できるスタディオオン〕までの体育諸施設の整備と建設等々)を財政上可能としたブライトナー、ダンネベルクらのウィーン市の独創的な財政政策、なかんずくそのさまざまな分野に及ぶ課税の網の租税政策は、前章でみた如く激しい憎悪と呪詛の的であった。ウィーン市、州政府の租税体系は、中産階層から投資の原資を奪い、市場経済を縮

小の方向へと意図的に追いやる「階級的」政策であったからである。しかもウィーンは戦間期のオーストリア人口の訳30%弱を占める巨大な存在であったから⁽¹⁾(「黒い」カトリックの地方農民階層は大戦直後のウィーンを厄介物の「水頭」〔Wasserkopf〕と嘲弄し憎んだ。)、キリスト教社会党を中核とするブルジョア、農民、中小零細業者は信仰で言えばカトリックだったから、マルクス主義を標榜する、労働者政党の支配するウィーン市政はいやが上にも「無二の敵」、俱に天を載かぬ仇敵とされたのである。

ウィーン市政攻撃とりわけ住宅建設事業に対する執拗で口を極めた罵倒のほんの一端を前章で見たのだが、それほど品が悪くないとは言え、熱烈さにおいてはそれに匹敵すると言えるのが、社会民主党の側からするウィーン市の建設事業への礼讃であり、社会民主党の自讃であった。

以下社会民主党の側に立ってウィーン市政＝「赤いウィーン」、それにウィーン市営住宅建設事業の評価をみとめることとしたい。

三巻の大部な『インターナショナル⁽²⁾』の著者で戦間期のオーストリア社会民主党の出版する機関紙誌の多くに参加し才能をふるったジャーナリストであるJ.ブラウントール(Julius Brauntal 1891～)は、亡命先のイギリスで刊行した自伝『千年王国を求めて⁽³⁾』で社会民主党下のウィーンを以下の如く描き出している。

「オーストリア社会民主党はひろく自治体の精神的、社会的生活をつつみこんでいたと言うことが出来る。それは確かに、まず第一に政治運動であった、がそれ以上のものであった。党は人生の意味を求める幾万もの人々の渴望が表現と満足を見い出す精神的運動の如きものであった。オーストリアの多くの社会主義者にとって党は敬虔なキリスト教徒にとって教会が意味するものとほとんど変わらなかった。すなわち人類の偉大な理念をおさめた器であった。そして敬虔なクリスチャンが自らの為すすべてを教会に関連づけるのとまったく同様に、沢山のオーストリア社会民主党員は彼らの活動のすべてを、その趣味に至るまで党に関係づけてい

た⁽⁴⁾」として正にありとあらゆる人間生活の分野を列挙している。煩をいとわず書きあげれば、まずサイクリスト、音楽愛好家、アマチュア園芸家、チェス同好会、登山の会、愛鳥の会、サッカー、レスリング、合唱団、子供たちは幾万の単位で「子供の友」や「赤いはやぶさ」団に集まり、音楽愛好家は労働者音楽協会に、それに数百の貸出図書館があってそこには社会学、文学、心理学そして哲学の研究グループがあり、「自由思想家協会」にはこれまた何万もの人とが加わっていた。団体貸切り列車や船での外国旅行が催され、余暇も集団でエンジョイされたのである。

しかし何と言っても中心は党活動そのものであって、ウィーンでは千名から二千名でまとまった党支部が240地域にわたってあり、三人に一人が党员という組織ぶりであったが、この支部では毎週すべての政治問題、市行政関係の問題が論じられ、「要するに政治に目を向けた人々が関心を持つすべての事柄がそうした集会で審議され、この支部の意志が固まると、代表者が(年に数回開催される)「ウィーン会議」で、あるいは毎年の党会議で、党の方針を考え出すのであった。⁽⁵⁾

ブラウンタールはこの新しい形成されつつある文明、これを正しく表わすものが「赤いウィーン」とその諸業績なのだとするのであった。勿論中心は住宅ブロックであり、党员はそこに参加の成果と夢の実現をみるのである。彼はまるでハイムヴェーにかりたてられた詩人のように市営住宅を夢想する。「(党员は)美しいデザインの真新しい住宅ブロックの一つをみつめ、そこに彼の持分があると感じる。党を自分の仕事で強化し、壮大な住宅建設計画を遂行する党の力量に貢献したのだ。(中略)彼はこの建物の計画が支部会議で討議された時多分そこに出席していたのだ。彼はこの素晴らしい建築物を彼に属するものとして、党の集団的努力によって造りだされたものとして、すべての人に属するものと見るのだ。そして新しく設けられた中庭の一つに入ると市庁舎の彼の仲間がそうしたのだと思い起す。」労働者はこのスーパーブロックを

超えて、ウィーンを、彼のウィーンに思いを馳せる。ブラウンタールのウィーン礼讃は以下にみるように尽きることがない。

「今ウィーンは皇帝の都でもなく金持ちの都市でもない。それは人民の都であった。ウィーンで為されたものすべては人民により、人民を通して、人民のために為されたのだ。いたるところで創造的活動、新しい共同生活の成長を彼はみる。希望があり約束が在る。愛の感情とウィーンへの誇りが心を熱くする。そして彼が感じると同様幾十万の人々がそう感じていたのだ。オーストリー労働者階級の歴史の上ではじめて愛国心(patriotism)といえるような広汎な感動が存在することとなったのだ。⁽⁶⁾

ここでブラウンタールは愛国心という言葉を用いているが、これには亦特別な思い入れがある。第一時大戦後、大国の被圧迫諸民族が独立していったあとに残った「残余国」として、「誰も望まなかった国家」(Der Staat, den keiner wollte⁽⁷⁾)でしかなかった。それに以前のオーストリア・ハンガリー二重帝国も愛国心の対象ではなかった。彼によれば「オーストリアの教科書はオーストリア人民の歴史について何も記載していない。教科書は単にハプスブルク家の歴史を語るにすぎない。⁽⁸⁾」オーストリア人民にとって祖国として感じるもの、愛国心の対象として想い浮べられるような存在、それは無かったと彼は指摘するが、それは彼それに社会民主党員にだけ妥当する意識なのではなく、広く一般に右であれ左であれ共有されていた意識であった。

「しかし今、『赤いウィーン』が成長するにつれて、地方的誇りが感じられはじめた。それは通常愛国心と呼ばれる感情とは大変に異なる。まずそれは第一にナショナリズムのどんな痕跡を帯びてはいないし、全国土を包含するものでもない。それは『赤いウィーン』の業績の誇りの感情であり、党の偉大さを誇る感情であり(何故なら社会党と『赤いウィーン』は普通の人では同じもの[identical institutions]であったから)、新社会が育ってゆく土壌への愛の感情であった。それはオーストリア愛国心ではな

く、ウィーン愛国心であった (it was Viennese patriotism)。⁽⁹⁾」

前章でパツェルトが右の立場からウィーンは国家内国家ではなく、国家と並ぶ国家だったと攻撃するのを見たが、左からはウィーンは国家であり、祖国だとする礼讃を聞く。ことほど左様にウィーンは、「特別な存在」であった。ブラウントールは以下尚ウィーンの詳しい業績とそれ貢献、尽力した人々を描いてゆくのであるが、それはもう割愛することとしよう。こうしたウィーンへの愛、とりわけスーパー・ブロック、巨大市営住宅群への社会民主党員、労働者の愛と憧憬ともよべる熱い感情を何よりも我々に示してくれるものは、右の写真である。

34年2月の蜂起で「共和国防衛同盟」(シュツップント Schutzbund)に結集した労働者は、ウィーンの場合、勤務する職場、工場ではなく大半は市営住宅を拠点として闘わなければならなかった。彼らに対してドルフス内閣は大砲と装甲車を指し向け、市営住宅に容赦なく砲弾を打ちこんだのである。恐慌による大量の失業者の存在、それにオーストリアを囲む、ドイツ、イタリア、ハンガリーのファシスト国家による重圧、資本と地方農民層からの脅迫と威圧は少数の労働者群しか蜂起に加わらせず、かつては尖鋭であった連邦鉄道労組は弱体化し、党、労組のゼネスト指令にもかかわらず軍隊を蜂起弾圧に送る足となって機能するなど、闘いそのものは孤立無縁でしかなかった。しかし、戦闘が尚続くなか職場にかよわなければならなかったウィーンの労働者にとっても、カール・マルクス・ホーフへ、あるいはゲーテ・ホーフへの砲弾は自らの肉への攻撃として感じられたに違いない。パウアーが、蜂起を総括する非合法パンフレットに、砲撃で破壊された市営住宅を背景とする表紙を採用したとき、この「ウィーン愛国主義」を考えていたのであろう。ブラウントールをなぞって言えば、その写真は、オーストロ・ファシスト政権が「彼らの愛と希望と約束」を情け容赦もなく破壊し、彼らから「祖国」を奪い、彼らの存在そのものを否定しようとする階級的敵意を正に象徴するものだった。彼らの「祖



国」がファシストの手に移り、1938年もう一つのファシズムが「併合」要求を、オーストロ・ファシスト政権につきつける事態となった時、ドルフスの後を継いだシュシュニクが「オーストリアを救え、オーストリア Ja」のスローガンを掲げたが、このスローガンは労働者にとってほとんど受けつけられないものだったことは言うまでもないであろう。「ウィーン愛国者」にとって、すでに祖国はなく、存在するのはその祖国を倒し、彼らをいわば「亡命者」とした「異国」オーストリアである。シュシュニクもヒトラーも社会民主党系の労働者にとって抑圧者であり、併合は彼らの交代であるにすぎないと感じられ、最後の時点ですぐ社会民主党の後身、「非合法の革命的社会主義者」は「併合 Nein, オーストリア Ja」のスローガンを出すこととなるのであった。

- (1) ウィーンの連邦内で占める大きさを人口で見ると以下の通り。

| 年 | ウィーン | オーストリア | その割合% |
|--------|-----------|-----------|-------|
| 1923 | 1,918,600 | 6,534,742 | 29.4 |
| 1934 | 1,935,610 | 6,760,233 | 28.6 |
| (1961) | 1,627,034 | 7,067,432 | 23.0 |

出所 Wirtschafts-und Sozialstatistisches Taschenbuch 1964. S. 26.

- (2) Julius Braunthal, *Geschichte der Internationale*, 3 Bde. Wien 1961, 1963.
 (3) Julius Braunthal, *In search of the Millennium*, London 1945. 338p.
 (4) J. Braunthal, op. cit., p. 253.
 (5) J. Braunthal, op. cit., p. 255.
 (6) J. Braunthal, op. cit., p. 256.
 (7) 戦前期オーストリアの通史を, Hellmut Andics は, このフレーズをタイトルとして叙述している。
Der Staat, den keiner wollte. Österreich 1918 bis 1983.
 (8) Braunthal, op. cit., p. 258.
 (9) Braunthal, op. cit., p. 258.

XI

ウィーン市政に対する、「赤いウィーン」に対する、ブルジョア、大土地所有者、中小農民それに都市小ブルジョアを結集した、キリスト教社会党を中軸とする連邦政府の攻撃は、三面で展開された。まず第一は「借家人保護法」改悪、撤廃の攻撃である。第二は連邦税からの交付金、撤廃金の配分を変えて、財政の面でしめあげる試み、それに第三はウィーン州、地方自治体政府の存在そのものを破壊する試み、すなわち連邦内の一つの自主、自立の州政府としての地位をうばう憲法改正の試みとしてである。それをかいつまんでみてみることにする。

まず、借家人保護法(Mieterschutz)攻撃では、前哨戦はすでに1922年に始まる。ウィーン市の家賃税が目的税にかえられ、市営住宅政策が始まるとキリスト教社会党の代議士でありその労働組合組織の指導者でもあった、L.クンシャク(Leopold Kunschak 1871-1953)はそれ

が獸的で乱暴な課税であり、「住居ボルシェヴィズム」、「借家人に対する戦争」だと攻撃し、ザイベルも又住宅難解消は、まず地代と投下資本の利子部分で家主が喰えるようにならなくてはならない、社会民主党の政策は住宅建設活動を殺し、既存の住居の崩壊を加速するものだと、借家人保護法を射程に入れた発言をする⁽¹⁾。しかしこの段階では住宅難は激しく、借家人保護法強化改正に反対する家主層の抵抗はキリスト教社会党の機関紙すら弁護しえなかった。次いで、1923年、前稿にみたザイベルの演説と社会民主党の側の2万5000戸の市営住宅建築プランをめぐる選挙戦があったが、ザイベルの敗北で終る。社会民主党は、ここで、ウィーンの中産階級の票と支持を取りつける最良の政策として借家人保護法擁護の姿勢が有効であることを十分に理解し、最大限にこの立場を利用し、「借家人の党」という地位を得るのである⁽²⁾。既に居住を得ている人々をつなぎとめるにはこれが最適であった。

改正提案が出る毎に、社会民主党は議会手続きをタテにとる議事引き延しの戦術をとり、頑強に法を守ったが、42時間を一人で発言しつづけて抵抗する態度は議会政治への不信をつちかうものでもあったとグリックは評している⁽³⁾。「多数派政党の願望を実現する手段として議会は不満足なものであることが証しされ、諸党は目的を達成する他の方法と手段を探さねばならないと感じたことは疑いのないところだ。この危険は、民主主義の伝統がまだ若く、根づきが弱い国ではたしかにさしせまったものだった⁽⁴⁾。」

「住居強制取用法」が1925年12月31日に失効するのを見こして、政権党は保護法の根本的改正を提案するが、それでは26年2月から戦前クラウンあたり20グロッシュン(10グロッシュンが1s)、年と共にあがって27年5月には倍の60Gとなり、28年12月からはすべての制限はなくなり、自由市場が復活することとなっていた。

しかしこれも抵抗にあって通らず、社会民主党は23年の選挙の経験から、27年の選挙の争

点に借家人保護法改正問題を据えた。それに彼らをバックアップするものは、4年間の市営住宅建設の実績そして3万戸の建設計画の発表であった。選挙戦での宣言は「4年間社会主義者は借家人保護法を擁護してきた、今法を永続的に守るのは投票者の仕事だ、4月24日借家人保護法に決断が下される」と呼びかけ、選挙ポスターは「借家人保護法を守れ！社会民主党をえらべ」と訴えかけた。この選挙で亦もや社会民主党は票、議席をのぼし。統一リストでのぞんだブルジョア諸政党は敗北した。しかし、27年7月の司法省焼き打ち事件とこれへの徹底的な弾圧・大虐殺して成果なしに終わった抗議のゼネストはこの勝利を空しいものとした。この事件を機に護国団(Heimwehr)は各地でストライキに攻撃をしかけて「活躍し」、やがてザイベルらブルジョア諸党に利用され、オーストロファシズムの尖兵となってゆくのである。護国団は借家人保護法をめぐってたたかわれている議会そのものの破壊を唱え、社会民主党はこの事件のショックと護国団の擡頭にあらわれた反動勢力の攻撃圧力におされて、28年10月改正法案の提起がなされてももう議事妨害は控え目にせざるをえなくなった。法案が検討されている間にも政府の攻撃が社会民主党に加えられる。社会民主党本部の武器搜索の排発行動である。

ザイベルが退陣しシュトレールヴィッツが首相となり、29年6月ようやく借家人保護法改正案が通過する。家賃は主家賃(ここから家主は維持費をまかなう)、管理費及び税の借家人負担部分の三項目から構成され、ウィーンでは戦前家賃(クローネで数えられた)20G、これが29年8月から、30年8月からは24G、次年8月には27Gに引きあげられることとなった。また連邦政府の基金から建築資金援助が個人、共同組合、自治体に貸付けられ、強制取用法にかかる土地買収、土地整理の権限が自治体に認められて、譲歩の跡がうかがえる。

改正によって29年夏主家賃は25%上昇し、31年夏には69%の値上りになった。グリックによれば1929~1931年の間に住居費は82%ひきあげられたこととなる⁶⁾。また家主は戦争以後

はじめて純収益をえることとなった、がそれは戦前の20%にすぎず、戦前家賃の復興とは言えないものであった。それに連邦政府が言うような建築活動はほとんど起らなかった、だいたい補修費用さえ家主は出ししぶり、3年後家賃規制が撤廃されるのを待つ始末であった。それに又連邦政府の建築資金は低廉な住宅を建設するのではなくて、逆に別荘やぜいたくなアパート群の建築に用立てられ、はじめはウィーン市に貸与されることもなかった。自治体が低家賃で市営住宅を運営しているからというのが連邦の主張であった。

第二は連邦政府交付金の縮小、ウィーン市政のしめあげの問題である。連邦政府の租税収入から州、自治体に税項目に応じて配分率が変わられて交付される憲法上規定されたやり方は僅かずつ変えられ(たとえば23年売上げ税新設後その配分率が変えられたりする)、新税設定権が1925年から30年まで連邦政府の拒否権行使で州政府から奪われ、又酒税が連邦政府の権限となり、州には麦酒税しか認められない、等々の変更はあったが「ウィーンは言うにたるほどの財政的損失を被ってきはしなかった⁶⁾」。しかし、27年以降諸々な事件はウィーン市政を危機においやってゆくことになる。

まず28年6月売上げ税の配分率が変わられ、連邦税収集手数料の引下げ法案が出る。大蔵大臣キーンベックはこれはウィーンの市営住宅建築プログラムをさまたげる為だと明言してはばからない、がともかくこれは引き込められる。社会民主党の反対も大きかった。が、何より政府提案の分配法改定は以前からの協定に違反し、議会制民主主義否定となる性格のものだったからである。他方でウィーン市政の側ではブライトナー体制の緩和、すなわち奢侈税の引下げ、福祉税の引下げ等が行われ、またホテル等観光業対策では投資、修改善支出に減税する処置などがとられていったが、勿論ブライトナー体系への攻撃は止めはしない。

1930年恐慌が構造的不況に重なり、護国団の動きが激しくなり、牙城ウィーンへの行進を企てはじめる。「赤いウィーン」への直接的攻撃で

あるが、これと対応するのが30年12月エンダー内閣による分配法の改正提案であった。これは連邦税からの交付金がほぼ50%ウィーンに流れていたものを、「弱い州を考慮して」、ウィーンに35、各州に65をとするものであった。ダンネベルクはウィーンから財政的生存条件をすべて奪うもので、連邦制の原理を損うのだと抗議したが、妥協、懐歩提案と交渉の後、新改正法が成立、ウィーンは2900万Sの損失を甘受せねばならなかった。しかしこれは政府の本来の提案から考えればまだ僅かな額であったし、この攻防戦のなかでとにかく「ウィーンの課税権を保持しつづけることが可能⁽⁷⁾」だと解ったのが、悪条件、護国団の蜂起の圧力下での救いであった。

そして最後の攻撃は、ウィーン市政の破壊、等族国家樹立(1933, 34)として行なわれた。

第三は連邦の一州として財政自主権をもつ「ウィーン市」の権限への攻撃であるが、憲法改正の動きはあっても、議会制民主主義が機能していた1933年までに行われた憲法事項の修正は、大統領権限の強化、それに大統領を直接選挙でえらぶとするもので、連邦制の根幹は維持されつづけた。第二でみたように税項目への干渉、連邦、州の重複課税の禁止を利用する州への侵害という事能はあっても根幹は確保されていたと言ってよかった。

ウィーン市政の破壊は(議会ではなく、)武力で行われる。27年後の党勢の退潮(投票数は減りはしなかったが)、護国団の抬頭にみるオーストロ・ファシストの運動の定着と激化⁽⁸⁾、更にドイツからの影響をうけてナチスが一大勢力となり、護国団にも喰いこみはじめるといった不吉な動きに加えて、30年以降の大恐慌によるオーストリア経済の崩壊は、もうウィーン市政の輝しい事業の展開を許さなくなってくる。それどころか社会民主党の存在をも。

輸出に大きく依存したオーストリア経済は恐慌には特に感じやすく、ドイツと同様短期借入れ資本にたよって運営されていた銀行は外国のとりわけアメリカ・フランス資金の引き上げで苦境に陥り、大銀行の倒産、合併とあわただ

しく、経済破局をドイツとの関税同盟形成で乗りきろうとしたショーバー内閣の努力も、それがジュネーブ協定違反という国際司法裁判所の判決をうけて挫折。更にこの同盟を働きかけたオーストリアからフランス金融筋が短期資本の引きあげを敢行する事態となり、オーストリア最大の「信用銀行 Creditanstalt」は崩壊直前、政府・国立銀行、それにロスチャイルト家の共同救済行動によってようやく動きをとめたものの、この破局はオーストリアからの一層の資本逃避を生む、その内で銀行立て直しのため、恐慌の最中でのデフレ政策、再度の国連への救済申請はデフレ政策の一層の強化になるばかり。これでは生産低下(29年から32年まで39%のマイナス)、失業者はこの期間97%にまで増加する⁽⁹⁾こととならざるを得ない。

工業生産は1913年水準の39.1%(1933)にまで下り、とりわけきびしかったのは鉄鋼をはじめとする金属工業であった⁽¹⁰⁾。失業保険金交付を受ける労働者の数は28年23万、33年には約40万へと53%の増加、これには交付をうちぎられた失業者は入っていないが、それは約40~50%の率が考えられるから、失業者数は60万、オーストリア人口の割近くとなる悲惨さであった。勿論賃銀の低下、権利の切りすて、それは労働組合の斗争力の弱体化となってゆき、企業のいいなりになる「黄色組合」、「ファシスト組合⁽¹¹⁾」の増加ともなる。

前にみた護国団の蜂起(31)、ナチスの州議会への進出(1832、ウィーン・ザルツブルク)と右傾化は急展開、ついに護国団はドルクス内閣の下で副首相の地位まで占めるに至る。

そうして前にみたようにオーストリアの民主主義、ウィーン市政、社会民主党の崩壊が矢つぎばやにめまぐるしく短期間に続く、

33年3月15日、ドルフス首相は議会を排除し、戦時立法を盾にとって独裁政治を進める。

33年3・4月、共和国防衛同盟の禁止、ストライキ禁止

33年5月 共産党禁止、政府の肝入りの「祖国戦線」が結成され、オーストロ、ファシズムの中心部隊となる。34年1月、社会民主党機関

紙の販売が禁止され、社会民主党本部への手入れが続く、そして1934年2月12日となってゆき、ウィーン市政、社会民主党は排除され、「赤きウィーン」は任命された市長によって統治される「黒いウィーン」となるのである。

経済恐慌は労働者を肉体的精神的に打ちくだき、抵抗力を奪い、自由労働組合は弱体化をたどるばかり。広汎な失業者層の形成は、一方では一分労働者の急進化をうむとともに、他方で圧倒的多数の労働者の萎縮、労働、勤務、賃銀条件引下げの甘受、行動へのためらいとなり、党の呼びかけも空しくなるばかりであった。

オーストリア労働組合運動史の権威であるF.クレナーは、恐慌から34年2月へと続くシナリオを次のように描いている。

「打ちひしがれた国家経済は、必然的に政治的あつれきを引き起し、またその逆に融和し難い政治的不和は、差し迫った経済問題に対する共通の解決案を見いだすことを不可能とした。その結果、事態はますます悪化し、民主主義の敵はこのような情勢を利用して、民主的な憲法を非難しはじめた。すなわち、その憲法は時代おくれであり、そのような憲法があるために国家の緊急を要する経済問題の解決が妨げられているのだと述べはじめた。⁽¹²⁾」ファシズムが新しい時宜に即したものだと言われはじめ、議会排除は既成事実として承認される。そして「戦時権限附与法」に基づく緊急政令による統治となり、政令はもっぱら労働組合の抑圧に向けられる。18~20年に獲得した権利、労働条件はほぼ一年の内に無に近くなり、社会民主党、労働組合、それにウィーン市政の存在意義は正に零のところまで切り縮められた、ここで34年2月12日の蜂起となったのである。恐慌、そのブルジョアの乗り切りの非常手段としての議会排除、ファシスト集団による暴力的威嚇、労働者政党をはじめとする反対勢力の徹底的抑圧、そこでは「赤いウィーン」の存在を許す余地はなく、また「赤いウィーン」は抵抗と恐慌打開の拠点となる力と可能性を持ってはいなかった。時代は黒一色となった。

- (1) Gulick, op. cit., p. 459.
- (2) Gulick, op. cit., p. 467f.
- (3) Gulick, op. cit., p. 470.
- (4) Gulick, op. cit., p. 470f.
- (5) Gulick, op. cit., p. 499.
- (6) Gulick, op. cit., p. 385.
- (7) Gulick, op. cit., p. 391.
- (8) オーストロ・ファシズムの運動とオーストロ・ファシズム体制、等族国家(1934~1938) Ständestaat の概要については、木下半治「1930年代におけるファシズム」、『岩波講座 世界歴史 28 現代5』、17~29 ページ参照。
- (9) H. Hautmann/R. Kropf, *Die österreichische Arbeiterbewegung vom Vormärz bis 1945*. Wien 1974. S. 155.
- (10) オーストリア最大の鉄鋼資本 Alpine Montan はドイツ資本の傘下にある(Stinnes)、1927年7月以降会社は自由労働組合加盟の労働者を雇用せず、労働者に護国団あるいは「黄色(御用)組合」に加盟するよう強要した。33年ドイツ鉄鋼トラスト傘下に入った会社は護国団に資金援助をするのをやめ、ナチズムを鼓吹する。資本の攻撃が最も強圧的だった産業であった。
- (11) 非社会民主等系自由労働組合の労働組合(キリスト教社会等系からナチ系に至るまでの)は1932年には20万人を超える労働者を組織し、全体の42%を占めるまでになった。H. Hauptmann/R.Kopf, ebenda. S. 160.
- (12) F.クレナー『オーストリア労働運動史』坂本泉訳、誠信書房 100頁。
(Fritz Klenner: *The Austrian Trade Union Movement*.)

XII

最後にまとめとしてウィーン市政の市営住宅建設活動の評価をとりあげてみたい。しかしその前に、「地域論の視角から」とサブタイトルをふっているが、羊頭狗肉ではないのかと言われそうなので、まず以上の論述から地域を考える際の一助として何か引きだされえはしないか、「教訓」といったものが在りはしないかを、考えてみようと思う。ウィーンがあまたある世界の国々の首都の一つとしてではなく、「赤いウィーン」として特別に喧伝され、今日でもオーストリアの人々、研究者によってだけでなく、ドイツ、イタリア、フランス、アメリカそれに日本の人々から積極的な評価の対象、あるいは

寒村氏のように憧憬の対象となっているのは、ウィーンで進められた人間的な福祉、教育、保健、体育といった多面的な事業と業績のためであった。とりわけ大々的な市営住宅建設のためである。80年代の今日でさえ、ウィーンを散歩してまわるとき驚くのはスーパー・ブロックの偉容である。都心の狭いパロック建築の立ちならぶ街路を抜けて、市営住宅をみ、中庭から住居の窓々をみると感動され禁じえない。しかもこれが戦間期の激しく厳しい時代環境のなかで創りだされたのだと思い起こすと感嘆は増すばかりである。そして一体どうしてこれが、可能だったのかと自問してしまうのである。

可能としたもの、それは本稿でみたようにそこへ注ぎうるカネ(財政自主権)があったことだと言うと、とたんに散文的になってしまうが、正にそうなのだ。しかしカネがあっても注ぎこむ主体的行為がなくてはどうにもならない。ウィーンにはそうする人々(オーストリア社会民主党市指導部)がいて、そこへ注ぎこむカネを案じ出す人がいたこと、そしてそれを支える多数の人々(オーストリア社会民主党々組織)が存在したこと、これがウィーンを「赤きウィーン」にしたのだと思うのである。

地方の時代と呼ばれ、地方の活性化のスローガンが喧伝されて久しいが、本来含意されていた筈の「人間らしい暮らし」、「自立し、安定した経済生活の実現と豊かな文化の創造」が、ウィーンにみたように進められているところを思い浮かべることは出来ない。だいたい三割自治で何が地方の自立かと言えばもう終わり、地方行革の旗の下さらに自治に外から上からの「指導・指示」と干渉が強められつつあるなかで「地方の時代」はむしろ「イチジクの葉」ではないかとさえ言えるのではないだろうか。

ではウィーンが、われわれが「地方の時代」の内容として思い浮かべるものを体現したとすれば(私にはそう考えるのだが)、それを可能としたものは今日の日本を対比的に脳裡に置いた上で言うのであれば、(三割自治にかわる)州、自治体としての財政自主権であった。たしかに連邦からの交付金、還付金がウィーン市の収入の

4割近くを占めていて、最後のところでみたようにこの交付金の流れを締めることでウィーンの独自の事業を窒息させることが連邦政府には出来たけれども、恐慌が経済活動の全面的破壊であるかぎりこれはいはば「例外」であって、ウィーン市は市税それに市営事業収入それに連邦政府からの交付金等を、自らの財政支出計画に従って自由に支出することが可能だったのである。

では、要というべき財政自主権がいかにして「地方」に認められたのかと言えば、1918年の革命による旧支配権力の瓦解、オーストリア経済の一時的分解状態にその理由が求められる。ハプスブルク家は退位、チロル、アールベルクはドイツへ合併、あるいはスイスを望むといった混とんが連邦側の採用となり、巨大な水頭、厄介的ウィーンだからこそネーダエステルライヒからの分離が認められたのだと言えよう。(弱点はそれが闘いだったのではなく、偶然的所産だったことであつた。)

しかし、この自主権をどう有効に利用するかはヒトの問題であり、ウィーンを「赤いウィーン」にしたのはウィーンの労働者を組織した社会民主党の活動があればこそである。

彼らは過半数をはるかに越える安定的多数派形成に成功し、「不拔の牙城」を構築、長期的計画の遂行を行いえたのであつた。しかし得票による議会での多数派形成だけでは、「ウィーン」とはならなかつた。何よりもすべての人間的活動の分野にわたって組織し、強固な「もう一つの世界、もう一つの文化」をつくりあげたこと、それが「不拔」の基礎条件だつた。

そしてこの驚異的な組織活動、党組織活動にささえられて党指導部ははじめて大胆な財政計画をうちだしたのであつた。戦前とは租税負担者が逆転するが、この財政的「革命」を遂行しえたのがこの組織活動だつたことは、「借家人保護法」に反対する家主集団のストライキの失敗を考えてみれば明らかである。

しかし「大胆な財政計画」が何よりもまず市営住宅建設に向けてつくられていったのは何故なのか、何故に社会民主党はそれに集中して

いったのであろうか。

この問いには別の回答をオーストリアのブルジョア、キリスト教社会党が与えていることは前にみた。彼らは住居は私人の領域であり、私利私欲の市場経済原理にしたがって供給されるべきもの、政府は出来るかぎり早期に住居分野を市場に委ねるべきであり、安上りの政府→民間での投資原資形成→住宅建築(供給)の活況という筋道と、安上りの政府→住居費支出が拡大→住居需要の増大の筋道になりたつと考えていた。社会民主党の場合は住居の理解で、すなわち市場経済の枠内で提供される住居とは一体どんなものかを考えることで、彼らと異なっていたと言えよう。(放任ではなく、介入による改善)

住居の質が考えられていた。戦前水準の住居の復活ではなく、「ウィーン病」の再発をおそれねばならない劣悪な住居環境の復活ではなく、「人間らしい」住居の提供これが計画の基礎にすえられ、省かれうるところは省かれつくして、38～48 m²の住居建設が立てられたのであった。人間生活の質を考慮すること、これが社会民主党の、住居にかぎらず、教育、文化、福祉、保健、児童活動のそれぞれの分野でつらぬかれていた。(労働者運動の現状からもう一つのアルターナティブも思いつく。すなわち日本の総評を含め同盟、産別そして今の全労協に共通する指導理念、住居も含め商品一般を自由に選択して購入しうるようにするため賃金上昇、高賃銀獲得闘争に専念、他は砂嵐のなかのダチョウの如くみないという途である。この選択肢の結果は、いろんなモノ、商品で身の廻りは一杯となり、「豊かに」なってきたが、生活をくつろがせる恒久的なモノはないなという嘆きである。モノの生産を、いかなる質のものをつくるかの決定を他に、つまりブルジョアに委ねた結果である。商品の質、せめてそれくらいには注文をつける〔商品生産そのものまでは望まないもの〕それが見事に欠落したのが日本の労働運動であった。住宅問題にとってこの欠落は決定的な影響を今日まで、及ぼしている。今日では一層強く影響を与えていると言えるだろう。単な

る狭きだけが問題なのではない。立地、環境条件はそれ以上に大きな問題である。)

さて本題へ戻ろう。生活の質を考えるとすれば、それはモノ(商品)の生産段階でわれわれが参加して決定する作為を必要とする。社会民主党が「住居文化 Wohnkultur」の向上を求めて自らの手で自らの住居をつくる決断を下したのは、いわば当然、正しいことであった。

しかし、この業績そのものの批判はないとしても、建てられた住居の質、住居文化、そこで展開される生活のありかた、はたまた本来社会民主党が促すべきだった「人間的解放」という面での実現程度をめぐって、左右からの批判、非難もかなり多い。注目されればされるだけ、キズも見えてくるさと言うのではなく、批判、非難も問題を考える際の思考材料であるとして、みてみることにしよう。それに市営住宅建設がウィーン経済を破弊させたという論難も考慮してみたい。そして最後にウィーン市政、「赤いウィーン」の限界も論じてみることにしよう。

さてまず、以上述べてきたことと関連して「住居の質」の問題から考えてみることにしよう。G. ビルフォーファーは「ウィーン労働者住居建築の歴史に於ける文化政治的対決の流れ⁽¹⁾」論文で「解放」に向けられていたかどうかを尋ねている。彼は社会民主党及びウィーンの労働者共同住宅建設に対する保守派の攻撃は、財政あるいは租税のためと言うより、中産階級のイデオロギーに由来するのだという命題から始めるが、それを市営住宅の一つ、ウィーン15区のHeimhofへの攻撃から立証しようとする。

このHeimhofは、個々の住居から台所部分をのぞき、一棟全体の食事を共同食堂で供給する、珍しい異色の住宅であったが、ブルジョア新聞、キリスト教社会党系の「帝国通信 Reichspost」は、① 金の無駄使いの実験住宅だと攻撃、キリスト教社会党の婦人市会議員は婦人を墮落させるものと非難した。彼女は単身者、子供のない共働きの夫婦ならともかく、それ以外の家族形態の人々が居住するのを馬鹿げたことだ、若い主婦が家事を放棄するとは倫理的根拠からすすめられない、きっと後で後悔するだろ

う、「若主婦はまかない、節約するのを学ぶ、それが将来の役に立つのだ」台所を放棄すれば労働の喜びはなくなり、亦時間をどう使えばいいか解らなくなると主張する。いわゆる婦徳の破壊こそこの新様式の招来するものと考えるのである。

ところが社会民主党は住宅建設計画でこうしたところまで考えてはいなかったというのがビルフォーファアの主張である。彼によれば党がもっぱら頭を悩ましていたのは「stabilität 安定」、それも経済的安定なのである。この主張の論拠としてあげるものは、二つある。まず第一は、党が建設にあたって優先順位を国民経済建設に置き、第二に輸出産業に競争能力を与えることであると⁽²⁾。これで彼が念頭においているのは、ウィーン市のパンフで市の建設計画の必然性として挙げている個所だと思われるがいささかの外れではある。しかしこれで彼が言いたいのは次の点を強調するためであった。党は大衆の解放欲求 (Emanzipationsbedürfnisse) について政治的調停者的でしかなく、キリスト教社会党からの「イデオロギー」攻撃に真向に立ち向っていない。党は共同台所住宅も賛成者は多く、是非とも必要としている階層もあるのだから忍耐をと応え、婦人議員が言うような若い主婦ははいっていないと答えるだけだ。ところがこの住宅が示すのは、大衆はわずかの資金、わずかな自由な空間しかないとしても、日常生活のなかで連帯的協同欲求をみたそうとする欲求である。党はこの連帯、共同の解放的欲求を理解せず、拡大しようとはせず、ただ特殊ケースとしてこの実験を孤立化させたというのである。ビルフォーファアはこの共同住宅は30年のドイツ住宅便覧で模範住宅にあげられ、共同食堂は栄養管理の面から称賛されていたと指摘する外、彼がこの住宅に聞きとり調査をして確認した項目を列挙する。第一に1934年まで共同食堂は食堂以外に共同生活の空間としても利用され、② 家事労働から解放された婦人たちが社交関係を広げることができた、③ 食堂は新聞、雑誌、週刊紙も備えて日常の諸事件を討議しあう場となり、④ 演劇など文化行事を催す場に

もなり、⑤ これを媒公の場として自治の精神を高め、たがいに維持管理するすべを習得するなど、全体として共同精神の函養に寄与したと彼は言うのである。Wohnen と Leben をもとめる労働者階級の潜在的顕在的欲求を実現したこの Einkuchenhaus はただ実験として終ってしまったと彼は SPÖ の住宅政策を攻撃するのであったが、彼が理想とするのはコンミュンで、そこからの批判だと考えられる。

F. アハライターは「戦間期のウィーンの建築。継続性、焦燥そして断念」とする論文⁽³⁾で、前にみた市営住宅建設費は高がかかりすぎ、合理化努力が足りなかったというルジョア側からの批判をとりあげて何故そうなっていたかを解明しようとする。

彼によれば共同住宅は意図的につまり失業救済、雇用拡大の観点から合理化をさし控え労働集約的に建設された、新技術をとりいれプレファブ工法をとりいれるといった新美学は問題とならなかった、むしろ逆に装飾が職人や芸術家に職を与えるために加えられたのだ、それが共同住宅の細部、たとえば中庭への扉とかにブチブル風の遺物がのこっている理由であると彼は説明する⁽⁴⁾。遺物とみて、これこそ社会民主党の改良社会主義の美学の証拠ときめつけてはならないと、前半とは違って、左からの批判にに応じている。

グリックも前者の論点では共同住宅建築はウィーンの建築労働者の失業率を低める効果があったと⁽⁵⁾しているが、建築費そのものは低廉で、市が直営する建築資材企業の管理も適切であったとしている⁽⁶⁾。

質と言え市営住宅の建築物の質の問題があらう。装飾過多のブチブル性、ゴテゴテが言われたり、手工業的労働で造られた時代遅れのものとして指摘されたりする。ウィーンの建築家、W. ホルツパウアーは「第一共和国のウィーンの自治体建築」で、「機能といった視点からみれば、建物の多くは建設時点でもう問題があるものだったし、20年代の機能の標準的水準以下のものだった。(中略) 建築技能の観点で言えば実験とか革新といったものを全く断念していた⁽⁷⁾」

と酷評しているが、彼の目的はこれら建築物が Otto Wagner の建築思想の影響の下で構想、設計されていたと建築理念の問題を取り上げることにあつたのだから、建物に対する批判としては比重は軽いと言えよう。

まだいろいろ立論、批判があるのだが、本稿ではここあたりで一端切り上げて、結論と言うか、総括、意義と限界を論じて最後としたい。

80年代にとってウィーン市営住宅建築に関する本格的な研究書が立てつづけに出版されてきた。もっぱら建築物として、工業的あるいは美学的な面に関心を持つものもあれば⁽⁸⁾、住宅建築がいかに進んだかを、つまり歴史を調べるものもある。それは自治体経営、運営との当然な関連を調べることとなり、ウィーン市政、その担い手であった社会民主党との関係を研究する書物となる、これも又多くなってきた⁽⁹⁾。それから又一体全然どんな建築物があるのか、規模、位置等を明らかにするカタログ的な性格のものもある。そうした研究書のなかから、ウィーンの、ヨーロッパの研究者達がどのような総括をどのような観点に立って下しているか、一例だけを見てみることにする。その総括は地方、地域の自立、そこでの人々の生活の質の向上という面でウィーン市政、その一環としての市営住宅建設がどんな限界をもつものだったかを教えてくれるのである。

H. ヴァイスマンはウィーン生れの建築家だが技術屋ではなく、社会科学の観点から建築をとらえようとする。『赤いウィーン。社会民主主義的建築と自治体政治 1919-1934⁽¹⁰⁾』は、全体の半ばは戦間期に建築された住宅群の便覧と言えるもので、ウィーン案内の本、もちろんその一部分のまた一部分を詳しく案内してくれるものとして利用できる、大変重宝な書物であるが、前半部分はその歴史を論じている。そこでの総括部分「批判と下降」をとりあげてみる。

「社会民主党の自治体政治が労働者の状態の改善にとって成果の多いものだったとしても、経済全体をいくらかでも変えることはほとんど出来なかった。その弱さは、社会民主党が資本主義体系に全体として触れようとしなかった

し、又そうできなかったことだ、『なぜなら社会民主党はそのすべての改良(活動)で、資本主義的合理性に基づく(体系につなぎとめられていたからだ⁽¹¹⁾』、ピーター・クレマンはオーストロマルイス主義の改良政治の両義性を、内部に存在する諸矛盾をみせかけの世界をつくりだすことで糊塗しようとして対立をどこかへおしやってしまうことにみていた。同時に赤いウィーンの政治はその成立時からずっと、革命的変革をできるかぎり防ぐもう一つの選択肢として考え出されていた⁽¹²⁾。」

ヴァイスマンの主張は市営住宅建築はたしかに労働者の生活改善に役立ったけれども、結局それはオーストリア社会民主党の矛盾の糊塗に一役かったものであり、みせかけの世界として党によって利用されたのだとするところにある。前稿でダンネベルクが借家人保護法の維持つまり低家賃の継続はオーストリア産業の国際競争力維持の基礎である低賃銀の存続という国民経済的要請からみて必然である、しかし低家賃をオーストリア、少なくともウィーンで守りつづけるためには不足する住居を公的手段で建設しなくてはならないとしたのを見たが、ヴァイスマンの観点からは、したがって住宅建設は国民経済的要請というブルジョア的利益に沿う、あるいはブルジョア的利益に対立しない、その意味で改良主義の産物でありその政策の帰結なのである。

労働者階級そしてその党が創り出した偉大な結実、だが本来目指したものはどこへ、この当然の疑問は党内左派から提起されていたとヴァイスマンはマクス・アドラーを挙げ、住宅建築物、福祉、学校改革は革命的しごとではなく、階級社会からプロレタリアートを解放するものではないと彼(アドラー)が、こうした改良活動に力点をおく党活動を批判していたことを紹介している⁽¹³⁾。ヴァイスマンはさらに同じく左派のケーテ・ライヒターの婦人労働者生活調査を利用し、1930～2年の時点でさえほぼ68.6%が1k(これはカビネットも含むから1kと0.5kと書くのが正確なのだが)に住み、そこに3人以上の人々が住むのが37%にもなる、だから

「自治体は社会全体の住居構造をほとんど変えられなかった⁽¹⁴⁾」と、住宅建設活動それ自体の限界を指示している。

以上みてきたヴァイスマンの批判は社会民主党に向けられ、ウィーン市政又その住宅建設活動は改良主義的本質を隠蔽し、革命を彼岸の課題とするために飾りたてられたとするとところがあった。

さて結論に急ごう。

ウィーン市政そして社会民主党の存在を、ドルフスの等族国家の暴力機構が砲弾でもって抹殺したのは34年2月であったが、住宅建設計画はそれ以前に無効となっていた。ダンネベルクは33年住宅建設活動は来年は不可能だし市職員の給与も無条件的に引き下げられると発言しなくてはならない⁽¹⁵⁾。そうさせたもの言うまでもなく恐慌であり、これをウィーン自治体破壊でもって、社会民主党抑圧で切り抜けようと、ブルジョア側による自治体財政の大破壊が進む。ウィーンの党組織、自由労働組合、傘下のさまざまな組織、団体は下降しつつあったが、尚資本家側からの賃銀、労働条件への攻撃に抵抗する力を残していた。がその組織力も、その上に成立したウィーン市政も恐慌にはどんな抵抗手段も持っていなかった。恐慌、それと闘うとすれば、体制を、恐慌を必然とする資本主義体制を、真正面から問題として据えなくてはならない。オーストリアで恐慌が激化するなかで、「社会主義」を対抗スローガンとして掲げたのは、社会民主党ではなく、共産党とナチスであった。

オーストリア社会民主党のウィーン市政、その輝しい市営住宅建設事業の最後は恐慌によって、恐慌によって激化された階級的対立によってもたらされた。そこでは財政自主権を許す余地はなく、ダンネベルクらが認めたように財政そのものが崩壊し、建設活動も又市職員の生活をも破壊していた。ウィーンという一個の個性ある地方あるいは地域の人々の生活の質の向上に費いやされた膨大な時間量、それは資本主義体制の必然的産物としての恐慌によって無とされ、「赤いウィーン」は「黒いオーストリア」に

のみこまれてしまわねばならない。

地域経済の振興、地方の時代のスローガンが現実に成果をみるためには一体何が必要なのか、又それが何であれ限界をもたざるをえないこと、そのことを遠いウィーンから学べるのではないだろうか。(完)

(1) Gottfried Pirhofer, 'Linien einer kulturpolitischen Auseinandersetzung in der Geschichte des Wiener Arbeiterwohnungsbaues,' in *Wiener Geschichtsblätter*, (hrsg. v. Verein f. Geschichte d. Stadt Wien), 33. Jg. 1978 Heft 1.

(2) Pirhofer, ebenda, S. 6.

(3) Friedrich Achleiter: 'Wiener Architektur der Zwischenkriegszeit. Kontinuität, Irritation und Resignation,' in *Das geistige Leben Wiens der Zwischenkriegszeit*, hrsg. v. N. Leser, Wien 1981. S. 277-294.

(4) Achleiter, ebenda, S. 284f.

(5) Glick, op. cit., p. 485.

(6) Glick, op. cit., p. 487.

(7) Wilhelm Holzbauer, 'Die Wiener Gemeindebauten der ersten Republik,' in *Zeitgeschichte*, Vol. 1 Heft 1. 1973. S. 11.

(8) Rotes Wien: *Kommunaler Wohnbau in der Zwischenkriegszeit*, Wien.

(9) Alfred Georg Frei, *Rotes Wien. Austromarxismus und Arbeiterkultur. Sozialdemokratische Wohnungs- und Kommunalpolitik 1919-1934*. West Berlin 1984. 179 S.

Maren Seliger, *Sozialdemokratie und Kommunalpolitik in Wien. Zu einigen Aspekten sozialdemokratischer Politik in der Vor- und Zwischenzeit*. München 1980.

いわゆるスーパー・ブロック建築だけをみるのではなく、市政初期に特に活潑な運動として進められ、又1934年まで絶えず存在していた郊外田園団地住宅建築も当然の歴史的評価が与えられるべきだとして、郊外のテラス住宅、一戸建て住宅にスポットが当てられるようになってきた。こうした住宅は協同組合運動として、市当局による建築物の提供としてではなく、いわば自助・自活の運動として建設されたところに熱い注目が集まっている。以上の二著はSiedlungsbewegungとSiedlungswesenを高く評価し、今日的意義を鼓吹している。

Margit Altfahrt/Birgit Bolognese-Leuchtenmüller/Wolfgang Förster/Pobert Hoffmann/Dieter Stiefel, *Die Zukunft liegt in der Vergangenheit. Studien zum Siedlungswesen der Zwischenkriegszeit* Wien 1983. 131 S.

- Klaus Novy/Wolfgang Förster, *Einfach Bauen. Genossenschaftliche Selbsthilfe nach der Jahrhundertwende. Zur Rekonstruktion der Wiener Siedlungsbewegung. Katalog zu einer wachsenden Ausstellung.* Wien 1985. 198 S.
- (10) Helmut Wehlsman, *Das rote Wien. Sozialdemokratische Architektur und Kommunalpolitik 1919-1934.* Wien 1985. 399 S.
- (11) Zit. aus, Peter Kulemann, *Am Beispiel des Austromarxismus, Sozialdemokratische Arbeiterbewegung in Österreich von Hainfeld bis zur Doll-Diktatur,* Hamburg 1979, S. 101.
- (12) Weismann, ebenda. S. 54.
- (13) Weismann, ebenda. S. 55.
- (14) Weismann, ebenda. S. 55.
- (15) Leon Kane, *Robert Danneberg. Ein pragmatischer Idealist.* Wien 1980. S. 171f.